

修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第1節 方針	頁  11
<b>第1 計画及び事業推進</b> この計画は、災害の発生を未然に防止するとともに、被害の拡大を未然に防止するために必要な諸事項について規定するものとし、その内容については、以下の各節に定めるところによる。 <u>なお、具体的な事業については、本市が別に定める「災害に強いまちづくりプラン」等に基づき、計画的に推進するものとする。</u>	

修 正 後
<b>修 正 理 由</b> ○ 災害応急対応は、平時から取り組む必要があることから、市において災害応急組織体制前の平時の防災の事業推進について規定
<b>第1 計画及び事業推進</b> この計画は、災害の発生を未然に防止するとともに、被害の拡大を未然に防止するために必要な諸事項について規定するものとし、その内容については、以下の各節に定めるところによる。 <u>また、日頃から地域の防災力を高めるとともに、災害時に被害を最小限に抑えることができるよう、その体制整備に取り組み、災害に強く安心して生活できるまちづくりを進めていくため、市民に対する防災意識の普及や市民・事業者・行政が連携した防災訓練等に取り組むとともに、災害時に迅速かつ円滑に災害対策を行うことのできる情報収集・連絡体制の整備などを、平時から取り組むものとする。</u>

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第27節 区の応急対策	頁  203
第4 災害広報・広聴《各区区政調整課・地域起こし推進課》 1 (略) 2 広聴活動 (略) (1) 市民相談窓口の設置 区災害対策本部は、災害状況の推移により必要と認めた場合、 _____市民相談窓口を区役所、その他必要に応じて_____市有施設等に設置する。 (2) (略)	

修 正 後	
修 正 理 由 ○平成26年8月20日の豪雨災害において、り災証明や住宅の被害認定などの市内部の手続きに加え、運転免許証や銀行の通帳をなくした場合など様々な手続きに係る相談を、国や県等の関係機関との協力のもとワンストップで行えるようにしたことから、地域防災計画に反映させる。	
第4 災害広報・広聴《各区区政調整課・地域起こし推進課》 1 (略) 2 広聴活動 (略) (1) 市民相談窓口の設置 区災害対策本部は、災害状況の推移により必要と認めた場合、 <u>区民からの相談をワンストップで行う</u> 市民相談窓口を区役所、その他必要に応じて <u>避難所</u> や市有施設等に設置する。 (2) (略)	

修正前

基本・風水害対策編

第4章 災害復旧・復興計画

第3節 生活援護計画

頁

208

第3 被災者等に対する生活相談《各区区政調整課・地域起こし推進課》

各区は、生活援護のための相談窓口を区役所内又は必要に応じて\_\_\_\_\_他の公共施設等に設置し、各種の要望・苦情等を聴取するとともに、\_\_\_\_\_関係部局及び\_\_\_\_\_関係機関に連絡し、必要に応じ調整を行い、適切な処理に努める。

なお、区役所外等に窓口を設置する場合は、設置場所、相談内容等について、広報活動を通じて被災者等に周知を図る。

修正後

修正理由

○ 平成26年8月20日の豪雨災害において、り災証明や住宅の被害認定などの市内部の手続きに加え、運転免許証や銀行の通帳をなくした場合など様々な手続きに係る相談を、国や県等の関係機関との協力のもとワンストップで行えるようにしたことから、地域防災計画に反映させる。

第3 被災者等に対する生活相談《各区区政調整課・地域起こし推進課》

各区は、生活援護のための相談窓口を区役所内又は必要に応じて避難所や他の公共施設等に設置し、各種の要望・苦情等を聴取するとともに、様々な手続きや相談をワンストップで行えるよう、関係部局及び国・県等の関係機関と連携を密にし、必要に応じ調整を行い、適切な処理等に努める。

なお、区役所外等に窓口を設置する場合は、設置場所、相談内容等について、広報活動を通じて被災者等に周知を図る。

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第27節 区の応急対策	頁  203
第6 応急救助活動	
1 (略)	
2 区災害対策本部が行う応急救助に関する事務	
(1)・(2) (略)	
— — —	
(3) (略)	

修正後
修正理由 ○ 避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配給情報や保健師等による巡回健康相談の実施情報などを周知する必要があることから、必要な修正を行う。
第6 応急救助活動
1 (略)
2 区災害対策本部が行う応急救助に関する事務
(1)・(2) (略)
(3) <u>避難所に滞在することができない被災者への対策《各区市民課・保険年金課・生活課・健康長寿課・保健福祉課》</u> <u>避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう、食料等必要な物資の配給や保健師等による巡回健康相談等の実施に係る情報の周知に努める。</u>
(4) (略)

修正前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第4節 災害広報・広聴の実施	頁  131
---	--------------

第1 広報活動  
 災害時における広報活動については、企画総務局広報課のほか関係部局又は各区は広報窓口を設置し、それぞれの所管する広報事項について各種の広報媒体を有効に活用して適時適切に実施するとともに、  
 聴覚障害者、視覚障害者など要配慮者への十分な配慮を行う。

広報事項	実施担当	実施方法（広報媒体）
1 気象情報	企画総務局 道路交通局 消防局	・報道機関に依頼して行う方法
2 災害情報		・緊急情報連絡システムを利用して行う方法
3 被害状況		・臨時災害放送局を利用して行う方法
4 本市の防災態勢		・市ホームページ(インターネット)を利用して行う方法
5 停電状況		・広島市防災情報メール配信システムを利用して行う方法
6 交通機関運行状況		・広報紙を利用して行う方法
7 避難状況		・テレビ、ラジオ広報番組を利用して行う方法
8 災害復旧状況		・新聞広告を利用して行う方法
9 交通規制状況		・文字多重放送を利用して行う方法
10 断水・給水状況	水道局	・文字多重放送を利用して行う方法
11 防疫・保健衛生活動		健康福祉局
12 特別清掃活動	環境局	・市防災行政無線（同報系）を利用して行う方法
13 猛獣逸走		健康福祉局 都市整備局
14 被害者救済制度	健康福祉局等	・航空機を派遣して行う方法
15 その他防災関係情報		関係部局・各区
要		・必要に応じて戸別に口頭伝達する方法
摘		① 企画総務局広報課は、関係部局等の広報の実施に当たり必要な協力・調整を行う。 ② 実施にあたっては、必要に応じて広報資料を作成・配布する。 ③ 被災地には職員を派遣し、被害写真を収集するとともに、必要に応じて写真及びポスタ一等を公共施設及び被災地区に貼布又は配布し、広報活動に努める。 ④ 災害時における放送要請は別に定める協定により行う。 ⑤ 臨時災害放送局の運営については別に定める協定により行う。

修正後

修正理由  
 ○ 被災者ニーズを考慮した適切な情報提供を実施するよう修正する。

第1 広報活動  
 災害時における広報活動については、被災者等のニーズを十分把握し、  
下表の広報事項について各種の広報媒体を有効に活用して適時適切に実施する。  
 情報提供に当たっては、被災者のおかれている生活環境等に配慮した方法により行い、特に、聴覚障害者、視覚障害者などの要配慮者への十分な配慮を行う。

広報事項	実施担当	実施方法（広報媒体）
1 気象情報	企画総務局 危機管理室 道路交通局 消防局	・報道機関に依頼して行う方法
2 災害情報		・緊急情報連絡システムを利用して行う方法
3 被害状況		・臨時災害放送局を利用して行う方法
4 本市の防災態勢		・市ホームページ(インターネット)を利用して行う方法
5 停電状況		・広島市防災情報メール配信システムを利用して行う方法
6 交通機関運行状況		・広報紙を利用して行う方法
7 避難状況		・テレビ、ラジオ広報番組を利用して行う方法
8 災害復旧状況		・新聞広告を利用して行う方法
9 交通規制状況		・文字多重放送を利用して行う方法
10 断水・給水状況	水道局	・文字多重放送を利用して行う方法
11 防疫・保健衛生活動		健康福祉局
12 特別清掃活動	環境局	・市防災行政無線（同報系）を利用して行う方法
13 猛獣逸走		健康福祉局 都市整備局
14 被害者救済制度	健康福祉局等	・航空機を派遣して行う方法
15 その他防災関係情報		関係部局・各区
要		・地域の掲示板・回覧版を活用する方法
摘		・必要に応じて戸別に口頭伝達する方法
摘		① 企画総務局広報課は、関係部局等の広報の実施に当たり必要な協力・調整を行う。 ② 実施に当たっては、必要に応じて広報資料を作成・配布する。 ③ 被災地には職員を派遣し、被害写真を収集するとともに、必要に応じて写真及びポスタ一等を公共施設及び被災地区に貼布又は配布し、広報活動に努める。 ④ 災害時における放送要請は別に定める協定により行う。 ⑤ 臨時災害放送局の運営については別に定める協定により行う。

修正前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第4節 災害広報・広聴の実施	頁  156
第1 広報活動 (略)	
1 広報窓口の設置 災害広報に当たっては、企画総務局広報課のほか関係部局又は各区は広報窓口を設置し、 <u>それぞれの所管する広報事項について各種の広報媒体を有効に活用して行う。</u>	
2～6 (略)	

修正後
修正理由 ○ 被災者ニーズを考慮した適切な情報提供を実施するよう修正する。
第1 広報活動 (略)
1 広報窓口の設置 災害広報に当たっては、企画総務局広報課のほか関係部局又は各区は広報窓口を設置し、 <u>災害被災者のニーズを十分把握したうえで、災害の状況に関する情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、ホームページや地域の掲示板又は回覧版を活用し、情報提供を行い、防災行政無線による情報の掲示場所の周知に努める。</u> <u>また、聴覚障害者、視覚障害者など要配慮者への十分な配慮を行い、避難行動要支援者に対しては、訪問指導の機会を活用して情報提供に努める。</u>
2～6 (略)



修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 避難体制の整備	頁  34
第6～第10 (略)	

修 正 後
修 正 理 由 ○ あらかじめ本市が指定する避難所以外の施設についても、民間賃貸住宅、旅館及びホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める旨を規定する。
第6 多様な避難所の確保（新設） <u>必要がある場合は、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。</u> <u>さらに、要配慮者や被災者の収容状況及び避難生活の長期化に伴う配慮として、民間賃貸住宅、旅館及びホテル等を避難先として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。</u> <u>また、各施設所管課等は、所管施設内における避難者のための生活スペースの確保に努めるものとする。</u>
第7～第11 (略)



修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第19節 住宅等応急対策	頁  178・179
<b>第19節 住宅等応急対策</b>  災害により住家が全壊、全焼又は流出し、自己の資力によって居住する住家を確保できない者を対象に、応急仮設住宅を建設_____するとともに、住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自己の資力によって応急修理ができない者を対象に、住宅の応急修理を行い、被災者の居住の安定を図る。  第1 (略)  第2 一時的な収容施設の供与《都市整備局住宅政策課》  _____  _____  _____  _____  市長は、市営住宅の空家を、応急仮設住宅の供与対象者_____に一時的な収容施設として可能な限り供与するとともに、他の地方公共団体や企業等に対し、その所有する住宅・寮及びその他宿泊施設を、一時的な収容施設として可能な限り提供しよう協力__要請する。  第3～第5 (略)	

修 正 後
<b>修正理由</b> ○ 被災者に対して「収容施設」の表現が相応しくないため、「住宅」に修正する。 ○ 応急仮設住宅の供与は、建設と借上げ住宅の手法があり、借上げ住宅を採用しており、今後の災害時の応急仮設住宅の供与においては、建設より早く供与できる「借上げ住宅」の項目を追加する。
<b>第19節 住宅等応急対策</b>  災害により住家が全壊、全焼又は流出し、自己の資力によって居住する住家を確保できない者を対象に、応急仮設住宅を建設・供与するとともに、住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自己の資力によって応急修理ができない者を対象に、住宅の応急修理を行い、被災者の居住の安定を図る。  第1 (略)  第2 応急仮設住宅等の供与《都市整備局住宅政策課》 1 借上げ住宅による応急仮設住宅の供与 <u>市長は、広島県が不動産関係団体と締結している「大規模災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書」や「大規模災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定書」に基づき、広島県を通じて不動産関係団体に協力を要請し、民間賃貸住宅の空家に関する情報の提供を受けるとともに、応急仮設住宅として借り上げ、応急仮設住宅の供与対象者に供与する。</u>  2 公的住宅等による一時的な住宅の供与 市長は、市営住宅の空家を応急仮設住宅の供与対象者や被災者に一時的な住宅_____として可能な限り供与するとともに、他の地方公共団体や企業等に対し、その所有する住宅・寮及びその他宿泊施設を、一時的な住宅_____として可能な限り提供しよう協力を要請する。  第3～第5 (略)

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第5節 避難対策	頁  135
第5 避難場所の開設等 1 (略) 2 避難場所の管理運営《各区区政調整課・地域起こし推進課、財務局各市税事務所・収納対策部各課》 (1)～(4) (略) <hr/> 3～4 (略)	

修正後	
修正理由 ○ 防災基本計画に、「地方公共団体は、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。」旨が規定（平成23年12月）されたことに伴い、同内容を規定する。	
第5 避難所の開設等 1 (略) 2 避難所の管理運営《各区区政調整課・地域起こし推進課、財務局各市税事務所・収納対策部各課》 (1)～(4) (略) <u>(5) 区長は、必要に応じ、施設管理者と調整の上、家庭動物のためのスペースの確保に努める。</u> 3～4 (略)	

修正前	
基本・風水害対策編 第4章 災害復旧・復興計画 第3節 生活援護計画	頁 207・208

第2 被災者に対する支援《健康福祉局健康福祉企画課》  
本市は、被災の状況に応じ、次表の支援策など、被災者の支援を早期に決定するとともに、広報活動を通じて被災者等に周知を図る。

局等	番号	支援策の名称	分類	担当課・係
企画総務局	1	証明手数料の免除（住民票の写し等）	②	総務課区政係
財政局	2	市税の減免等（市民税、固定資産税等）	①	税制課税制係
	3	市税証明等の交付手数料の免除	②	
健康福祉局	4	災害弔慰金、災害見舞金等	②③	健康福祉企画課政策調整係
	5	被災者生活再建支援補助金	③	
	6	災害援護資金、生活福祉資金貸付制度	②③	
	7	養老老人ホーム入所負担金の減免	②	
	8	高齢者住宅整備資金償還金の支払猶予	②	
	9	高齢者あんしん電話設置に係る所得階層区分の変更	①	高齢福祉課福祉係
	10	介護保険料の減免	②	
	11	介護保険利用者負担額の減免	②	介護保険課管理係
	12	特別児童扶養手当等支給に係る所得制限の適用除外	①	障害福祉課
	13	障害者あんしん電話設置に係る所得階層区分の変更	①	
	14	障害者住宅整備資金償還金の支払猶予	①	
	15	広島市心身障害者扶養共済制度の掛金の減免	①②	
	16	障害福祉サービス利用者負担額の減免	①	
	17	重度身体障害者入浴サービス利用者負担額の減免	②	障害自立支援課
	18	補装具費等支給に係る利用者負担額の減免	①	
19	成人及び高齢者の健康相談	-		
20	メンタルヘルス相談	-	保健医療課保健予防・指導係 精神保健福祉課 精神保健福祉センター相談課	
21	国民健康保険医療費の一部負担金の減免	②	保険年金課保険係	
22	国民健康保険料の減免	②		
23	老人保健医療費(75歳以上等)の一部負担金の減免	②	保険年金課福祉医療係	
24	老人医療費補助(65～69歳の方)の支給要件の緩和	①		

修正後	
修正理由 ○ 平成26年8月20日の豪雨災害において対応した実績を踏まえ、被災者に対する支援策を追加	

第2 被災者に対する支援《健康福祉局健康福祉企画課》  
本市は、被災の状況に応じ、次表の支援策など、被災者の支援を早期に決定するとともに、広報活動を通じて被災者等に周知を図る。

局等	番号	支援策の名称	分類	担当課・係
危機管理室	1	り災（火災以外）証明書の交付手数料の免除	②	災害予防課
企画総務局	2	証明手数料の免除（住民票の写し等）	②	総務課区政係
財政局	3	市税の減免等（市民税、固定資産税等）	①	税制課税制係
	4	市税証明等の交付手数料の免除	②	
健康福祉局	5	災害弔慰金、災害見舞金等	②③	健康福祉企画課政策調整係 地域福祉課保護係
	6	被災者生活再建支援金、広島市（県）被災者生活再建支援補助金	②③	
	7	災害援護資金	③	
	8	生活福祉資金貸付制度	③	
	9	養老老人ホーム入所負担金の減免	②	
	10	高齢者住宅整備資金償還金の支払猶予	②	高齢福祉課福祉係
	11	高齢者あんしん電話設置に係る所得階層区分の変更	①	
	12	介護保険料の減免	②	介護保険課管理係
	13	介護保険利用者負担額の減免	②	介護保険課認定・給付係
	14	特別児童扶養手当等支給に係る所得制限の適用除外	①	障害福祉課
	15	障害者あんしん電話の費用負担区分の変更	①	
	16	障害者住宅整備資金貸付金の返済猶予	①	
	17	心身障害者扶養共済制度の掛金の減免	①②	
	18	難聴児補聴器購入費助成事業に係る補聴器買替えのための助成要件の緩和	①	
	19	自立支援医療（育成医療・更生医療）に係る自己負担上限月額の変更	①	障害自立支援課
20	障害福祉サービス利用者負担額の減免	①		
21	重度身体障害者入浴サービス利用者負担額の減免	①		
22	補装具費・日常生活用具支給に係る利用者負担額の減免	①	障害自立支援課	
23	障害児通所支援等利用者負担額の減免	①		
24	児童福祉施設（障害児入所施設）徴収金の減免	①		
25	障害者（児）の補装具・日常生活用具の給付要件の緩和	②		
26	成人及び高齢者の健康相談	-	保健医療課保健予防・指導係	
27	メンタルヘルス相談	-	精神保健福祉課 精神保健福祉センター相談課	
28	国民健康保険医療費の一部負担金の減免	②	保険年金課保険係	
29	国民健康保険料の減免	②		
30	老人保健医療費(75歳以上等)の一部負担金の減免	②	保険年金課福祉医療係	
31	老人医療費補助(65～69歳の方)の支給要件の緩和	①		

修正前

健康福祉局	25	老人医療費補助(65～69歳の方)の一部負担金の減免	②	保険年金課福祉医療係	
	26	重度心身障害者医療費補助の所得制限の緩和	①		
	27	乳幼児医療費補助の支給要件の緩和	②		
	28	国民年金保険料の免除	①		
健康福祉局	29	障害基礎年金等の支給に係る所得制限の適用除外	①	保険年金課管理係	
	30	保育料の減免	②	保育企画課	
こども未来局	31	児童扶養手当の支給に係る所得制限の適用除外	①	こども・家庭支援課家庭支援係	
	32	児童福祉施設(保育園を除く)入所者負担金の減免	②		
	33	母子・寡婦福祉資金の貸付制度	②③		
環境局	34	被災ごみの処理	①	業務第一課庶務係	
	35	液状一般廃棄物(し尿)処理手数料の減免	①		業務第二課指導係
経済観光局	36	中小企業特別融資(災害復旧資金)	②	ものづくり支援課	
	37	農業災害特別対策資金利子補給	②		農政課
	38	被害漁業者救済資金利子補給	②		水産課
都市整備局	39	応急修繕等に係る建築確認申請の免除	①	建築指導課第二指導係	
	40	建築確認申請手数料等の減免	①		
	41	宅地等防災工事資金融資	①	宅地開発指導課指導調整係	
	42	宅地造成許可申請手数料の減免	①		
	43	災害復興住宅特別貸付	②		住宅政策課計画係
	44	市営住宅の提供	②		住宅政策課管理係
下水道局	45	下水道使用料の減免	②	管理課使用料係	
	46	下水道事業受益者負担金等の徴収猶予	②	計画調整課調整係	
	47	水洗便所設備資金貸付金等の償還猶予	②	管理課普及促進係	
消防局	48	救急搬送証明書の交付手数料の免除	②	救急課	
	49	り災(火災)証明書の交付手数料の免除	②	警防課調査係	
	50	り災(火災以外)証明書の交付手数料の免除	②	防災課防災係	
	51	ビニールシートの貸与	-	警防課警防企画係	
水道局	52	水道料金の減免	②	営業課庶務係	
	53	被災家屋の新築・改築に伴う給水装置工事各手数料等の免除	②	給水課給水装置係	
教育委員会	54	就学援助費学用品費等の再支給	②	学事課学事係	
	55	市立幼稚園・高等学校授業料減免	②		

【分類の内訳】

- ① 一定の要件を満たせば該当する支援策
- ② 条件等により市長が必要と認めれば適用される支援策
- ③ 災害救助法や被災者生活支援法など法の適用による支援策

修正後

健康福祉局	32	老人医療費補助(65～69歳の方)の一部負担金の減免	②	保険年金課福祉医療係	
	33	重度心身障害者医療費補助の所得制限の緩和	①		
	34	乳幼児医療費補助の支給要件の緩和	②		
	35	国民年金保険料の免除	①		
健康福祉局	36	障害基礎年金等の支給に係る所得制限の適用除外	①	保険年金課管理係	
	37	保育料の減免	②	保育企画課	
こども未来局	38	児童扶養手当の支給に係る所得制限の適用除外	①	こども・家庭支援課家庭支援係	
	39	児童福祉施設(保育園を除く)入所者負担金の減免	②		
	40	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付制度	②③		
環境局	41	被災ごみの処理	①	業務第一課庶務係	
	42	ごみステーションの管理用具の貸与	①		業務第一課庶務係
	43	液状一般廃棄物(し尿)処理手数料の減免	①		業務第二課指導係
経済観光局	44	中小企業特別融資(災害復旧資金)	②	ものづくり支援課	
	45	農業災害特別対策資金利子補給	②		農政課
	46	被害漁業者救済資金利子補給	②		水産課
都市整備局	47	応急修繕等に係る建築確認申請の免除	①	建築指導課第二指導係	
	48	建築確認申請手数料等の減免	①		
	49	被災者住宅や建築物の復旧などに関する建築相談	-	宅地開発指導課指導調整係	
	50	宅地等防災工事資金融資	①		
	51	宅地造成許可申請手数料の減免	①		
	52	災害復興住宅特別貸付	②		住宅政策課計画係
都市整備局	53	市営住宅の提供	②	住宅政策課管理係	
	54	道路占用料の免除	②	道路管理課管理係	
下水道局	54	下水道使用料の減免	②	管理課使用料係	
	55	下水道事業受益者負担金等の徴収猶予	②	計画調整課調整係	
	56	水洗便所設備資金貸付金等の償還猶予	②	管理課普及促進係	
	57	救急搬送証明書の交付手数料の免除	②	救急課	
消防局	58	り災(火災)証明書の交付手数料の免除	②	警防課調査係	
	59	ビニールシート及び土のうの貸与	①	警防課警防企画係	
水道局	60	水道料金の減免	②	営業課庶務係	
	61	被災家屋の新築・改築に伴う給水装置工事各手数料等の免除	②	給水課給水装置係	
教育委員会	62	就学援助費学用品費等の再支給	②	学事課学事係	
	63	市立幼稚園・高等学校授業料減免	②		

【分類の内訳】

- ① 一定の要件を満たせば該当する支援策
- ② 条件等により市長が必要と認めれば適用される支援策
- ③ 災害救助法や被災者生活支援法など法の適用による支援策



修正前

(3) 避難場所での要配慮者に対する配慮

区災害対策本部は、自主防災組織、民生委員及び区（地区）社会福祉協議会  
\_\_\_\_と協力して、平常時から地域内の要配慮者の事態把握に努め、災害時の避難・収容、物資・  
情報の提供等を行うに当たり、特に要配慮者に配慮した支援を行うとともに、避難場所に避難  
した要配慮者に対しては、以下の点に配慮する。

ア～エ（略）

(4)～(5)（略）

2（略）

修正後

(3) 避難\_\_所での要配慮者に対する配慮

区災害対策本部は、自主防災組織、民生委員、\_\_区（地区）社会福祉協議会及び町内会・自  
治会と協力して、平常時から地域内の要配慮者の事態把握に努め、災害時の避難・収容、物資・  
情報の提供等を行うに当たり、特に要配慮者に配慮した支援を行うとともに、避難場所に避難  
した要配慮者に対しては、以下の点に配慮する

ア～エ（略）

(4)～(5)（略）

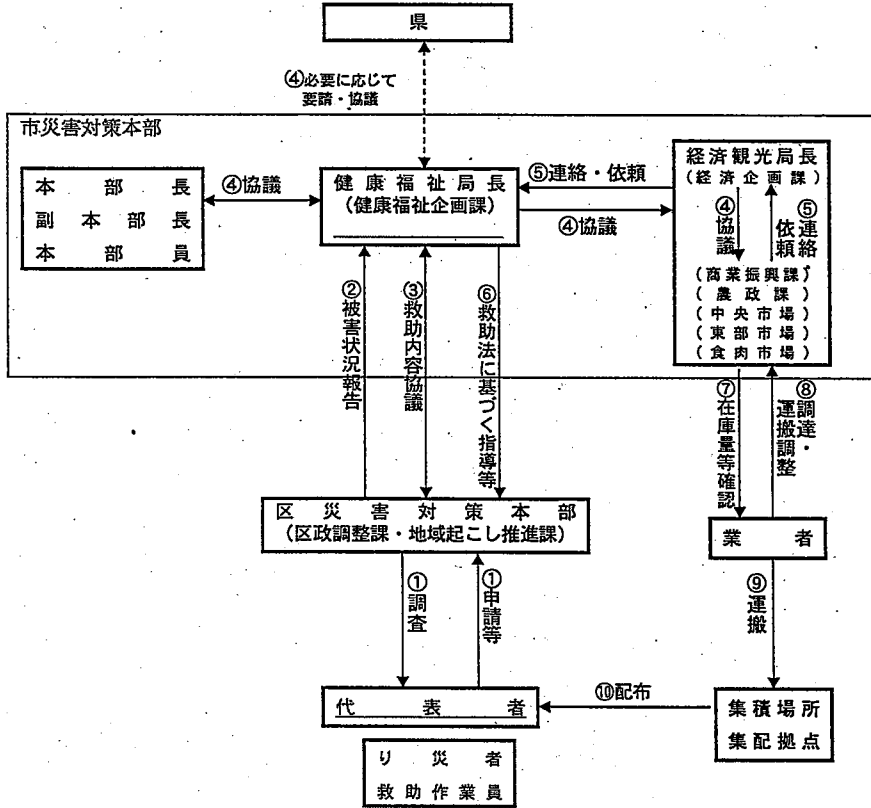
2（略）

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第6節 衣食等生活必需品の供給	頁  137～140
<p>(略)</p> <p>第1 物資の調達《健康福祉局健康福祉企画課_____、経済観光局経済企画課・商業振興課・農政課・中央市場・東部市場・食肉市場、各区区政調整課・地域起こし推進課》</p> <p>1 (略)</p> <p>2 物資の調達 災害時における食品等必要物資の調達は、原則として市災害対策本部長（健康福祉局健康福祉企画課_____）において数量等の取りまとめを行い、これを基に経済観光局長（経済企画課・商業振興課・農政課・中央市場・東部市場・食肉市場）が、関係団体・企業等と締結した供給協力協定に基づき行う。ただし、被害状況（被害地域が限定されていたり、必要数量が少量の場合）によっては、区災害対策本部長（区政調整課・地域起こし推進課）が健康福祉局長と協議のうえ調達を行う。</p> <p>なお、備蓄物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、県に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講じるよう要請し、又は求めるものとする。</p> <p>また、大規模災害の発生により本市が機能喪失した場合などに、県が本市の要請又は要求を待たずに供給する物資又は資材の受入場所は、事前に県と協議し決定した場所とする。</p> <p>3 (略)</p>	

修正後
<p>修正理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所管課について、今回の豪雨災害における組織応援を踏まえ、健康福祉局地域福祉課を追加する。</li> <li>○ 物資の供給フロー図と整合を図るよう第1-2を修正する。</li> <li>○ 物資の供給フロー図から、物資を受け取る「代表者」の記載を削除する。</li> <li>○ 物資の配給対象について、要件の「いずれかに該当」であるか「すべてに該当」であるかを明確にするため、表現を修正する。</li> <li>○ 食品の供給に係る配給方法について、今回の豪雨災害を踏まえ、修正する。</li> </ul>
<p>(略)</p> <p>第1 物資の調達《健康福祉局健康福祉企画課・地域福祉課、経済観光局経済企画課・商業振興課・農政課・中央市場・東部市場・食肉市場、各区区政調整課・地域起こし推進課》</p> <p>1 (略)</p> <p>2 物資の調達 災害時における食品等必要物資の調達は、原則として健康福祉局長_____（健康福祉局健康福祉企画課・地域福祉課）において数量等の取りまとめを行い、これを基に経済観光局長（経済企画課・商業振興課・農政課・中央市場・東部市場・食肉市場）が、関係団体・企業等と締結した供給協力協定に基づき行う。ただし、被害状況（被害地域が限定されていたり、必要数量が少量の場合）によっては、区災害対策本部長（区政調整課・地域起こし推進課）が健康福祉局長と協議のうえ調達を行う。</p> <p>なお、備蓄物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、県に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講じるよう要請し、又は求めるものとする。</p> <p>また、大規模災害の発生により本市が機能喪失した場合などに、県が本市の要請又は要求を待たずに供給する物資又は資材の受入場所は、事前に県と協議し決定した場所とする。</p> <p>3 (略)</p>

修正前

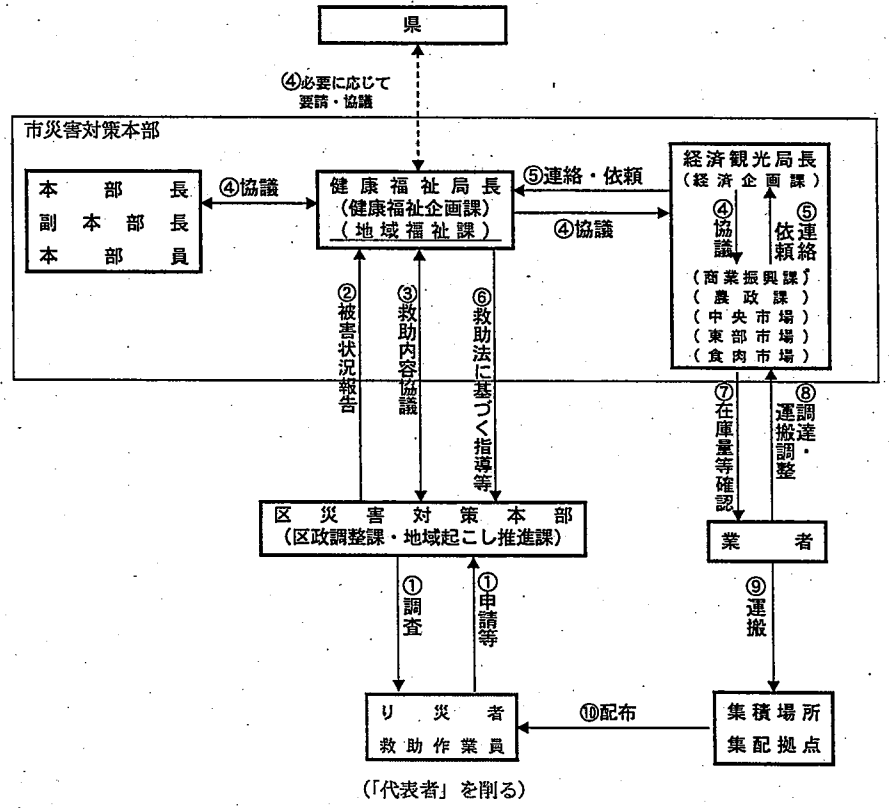
(1) 市災害対策本部長が行う場合



注) (略)

修正後

(1) 市災害対策本部長が行う場合

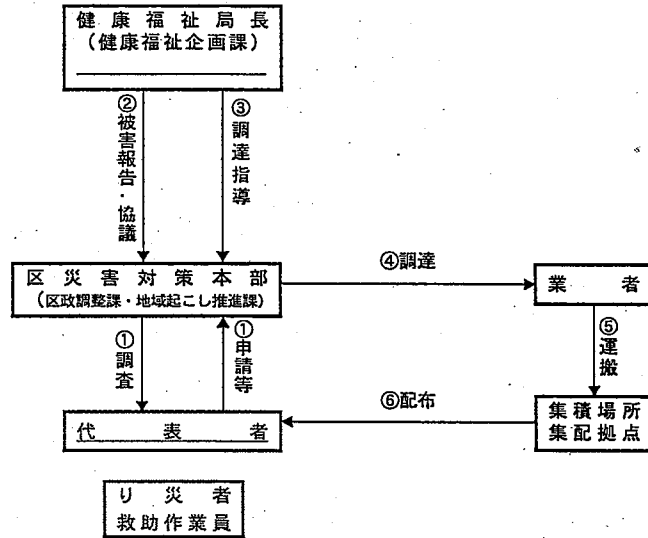


注) (略)



修正前

(2) 被害状況により区災害対策本部長が行う場合



(注) (略)  
4～5 (略)  
(資料編) (略)

第2 食品の供給《健康福祉局健康福祉企画課\_\_\_\_\_、各区市民課・保険年金課・生活課》

1 (略)

2 配給対象

次に\_\_\_\_\_該当し、市災害対策本部長又は区災害対策本部長が必要と認めた者に対して行う。

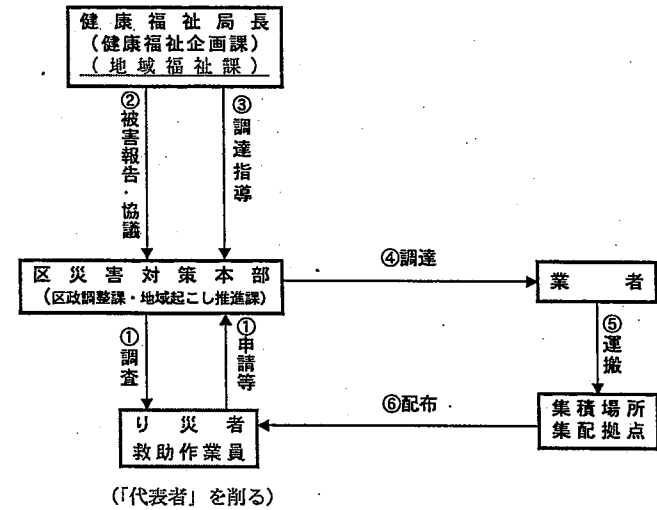
- (1) 避難場所に収容された者
- (2) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって、炊飯ができない者
- (3) 被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者で、食料品の持ち合わせのない者
- (4) その他市災害対策本部長又は区災害対策本部長が必要と認める者

3 配給基準

- (1) 1人1日当たりの基準は、原則として災害救助法の基準額以内とする。
- (2) 方法は炊き出し\_\_\_\_\_を原則とするが、被害規模等の状況を勘案し、弁当、パン、牛乳等で代えることができる。

修正後

(2) 被害状況により区災害対策本部長が行う場合



(注) (略)  
4～5 (略)  
(資料編) (略)

第2 食品の供給《健康福祉局健康福祉企画課・地域福祉課、各区市民課・保険年金課・生活課》

1 (略)

2 配給対象

次のいずれかに該当し、市災害対策本部長又は区災害対策本部長が必要と認めた者に対して行う。

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって、炊飯ができない者
- (3) 被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者で、食料品の持ち合わせのない者
- (4) その他市災害対策本部長又は区災害対策本部長が必要と認める者

3 配給基準

- (1) 1人1日当たりの基準は、原則として災害救助法の基準額以内とする。
- (2) 方法は弁当、パン、牛乳等の配給を原則とするが、被害規模等の状況を勘案し、炊き出し\_\_\_\_\_で代えることができる。

修正前

第3 生活必需品の供給《健康福祉局健康福祉企画課\_\_\_\_\_、各区市民課・保険年金課・生活課》

1 衣料・生活必需品等の給与又は貸与を受ける者

次に\_\_\_\_\_該当し、市災害対策本部長又は区災害対策本部長が必要と認めた者に対して行う。

- (1) 災害により住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水した者
- (2) 被服・寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (3) 被服・寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2～3 (略)

修正後

第3 生活必需品の供給《健康福祉局健康福祉企画課・地域福祉課、各区市民課・保険年金課・生活課》

1 衣料・生活必需品等の給与又は貸与を受ける者

次のすべてに該当し、市災害対策本部長又は区災害対策本部長が必要と認めた者に対して行う。

- (1) 災害により住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水した者
- (2) 被服・寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (3) 被服・寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2～3 (略)

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第27節 区の応急対策	頁  203・204
第6 応急救助活動 (略)	
1 (略)	
2 区災害対策本部が行う応急救助に関する事務	
(1) 衣食等生活必需品対策《各区分市民課・保険年金課・生活課》	
ア 調達に関すること。	
原則として市災害対策本部長（健康福祉局健康福祉企画課_____）が行うが、被害状況（被害地域が限定されていたり、必要数量が少量の場合）によっては、区災害対策本部長が健康福祉局長と協議のうえ行う。	
また、衣食等生活必需品供給のための集積場所等については、健康福祉局長・経済観光局長と協議して決めるほか、集積場所に職員を派遣し、受入・保管及び配分等を行う。	
イ 食品の供給に関すること。	
(7) 配給の対象者	
a 避難場所に避難した者	
b 住家の被害が全焼・全壊・流失・半焼・半壊又は床上浸水等であって、炊飯ができない者	
c 被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者	
d その他区災害対策本部長が必要と認める者	
(i) 配給基準	
1日1人当たりの基準は、原則として災害救助法の基準額以内とする。方法は炊出し_____を原則とするが、被害規模等の状況を勘案し、弁当、パン、牛乳等で代えることができる。	
ウ 生活必需品の供給に関すること。	
(7) 配給の対象者	
a 災害により住家が全焼・全壊・流失・半焼・半壊又は床上浸水した者	
b 被服、寝具その他生活上必要な最少限度の家財を喪失した者	
c 被服、寝具その他生活必需品がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者	
(1)～(7) (略)	
(2)～(3) (略)	

修 正 後	
修正理由	
<input type="checkbox"/> 今回の豪雨災害における組織応援を踏まえ、「市災害対策本部長（健康福祉局健康福祉企画課）」に地域福祉課を追加する。	
<input type="checkbox"/> 食品及び生活必需品の配給の対象者について、要件の「いずれかに該当」であるか「すべてに該当」であるかを明確にするための記載を追加する。	
<input type="checkbox"/> 食品の供給に係る配給方法について、今回の豪雨災害を踏まえ、修正する。	
第6 応急救助活動 (略)	
1 (略)	
2 区災害対策本部が行う応急救助に関する事務	
(1) 衣食等生活必需品対策《各区分市民課・保険年金課・生活課》	
ア 調達に関すること。	
原則として市災害対策本部長（健康福祉局健康福祉企画課・地域福祉課）が行うが、被害状況（被害地域が限定されていたり、必要数量が少量の場合）によっては、区災害対策本部長が健康福祉局長と協議のうえ行う。	
また、衣食等生活必需品供給のための集積場所等については、健康福祉局長・経済観光局長と協議して決めるほか、集積場所に職員を派遣し、受入・保管及び配分等を行う。	
イ 食品の供給に関すること。	
(7) 配給の対象者	
<u>次のいずれかに該当し、区災害対策本部長が必要と認めた者に対して行う。</u>	
a 避難 <u>所</u> に避難した者	
b 住家の被害が全焼・全壊・流失・半焼・半壊又は床上浸水等であって、炊飯ができない者	
c 被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者	
d その他区災害対策本部長が必要と認める者	
(i) 配給基準	
1日1人当たりの基準は、原則として災害救助法の基準額以内とする。方法は弁当、 <u>パン</u> 、牛乳等の配給を原則とするが、被害規模等の状況を勘案し、炊出し_____で代えることができる。	
ウ 生活必需品の供給に関すること。	
(7) 配給の対象者	
<u>次のすべてに該当し、区災害対策本部長が必要と認めた者に対して行う。</u>	
a 災害により住家が全焼・全壊・流失・半焼・半壊又は床上浸水した者	
b 被服、寝具その他生活上必要な最少限度の家財を喪失した者	
c 被服、寝具その他生活必需品がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者	
(1)～(7) (略)	
(2)～(3) (略)	

修正前			
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用		頁 63、68、73	
第4 災害対策本部 表3-2-2 (1) (略) (2) 災害対策本部の分掌事務			
局等	部課等	分掌事務	
財政局	税務部 税制課 納税推進課 市民税課 固定資産税課	1 他課の応援に関すること。	
	▲各市税事務所	1 区災害対策本部の避難収容班の事務に関すること (区災害対策本部を構成する者に限る。) 2 他課の応援に関すること(区災害対策本部を構成する者を除く。)	
	■徴収第一課 ■徴収第二課 ■徴収第三課 ■特別滞納整理課	1 区災害対策本部の避難収容班の事務に関すること (区災害対策本部を構成する者に限る。) 2 他課の応援に関すること(区災害対策本部を構成する者を除く。)	
(略)	(略)	(略)	(略)
都市整備局	指導部 ■建築指導課	1 被災建築物(民間建築物に限る。)の応急危険度判定____の実施体制に関すること。 2 被災家屋の復旧の技術的相談及び指導に関すること。	
	▲宅地開発指導課	1 造成地及び人工崖等の防災指導に関すること。 2 被災宅地の応急危険度判定に関すること。	
(略)	(略)	(略)	(略)

修正後			
修正理由 ○平成26年8月20日の豪雨災害において対応した実績を踏まえ、実状に即した体制とする。 また、家屋の被害状況調査に建築技師を早い段階から従事させる体制とする必要があるため、必要な修正を行う。			
第4 災害対策本部 表3-2-2 (1) (略) (2) 災害対策本部の分掌事務			
局等	部課等	分掌事務	
財政局	税制課 納税推進課 市民税課	1 他課の応援に関すること。	
	▲固定資産税課	1 民間建築物の被害状況の調査、集計及び報告の総括に関すること。 2 被災証明の資料の収集の総括に関すること。	
	▲各市税事務所	1 区災害対策本部の避難収容班の事務に関すること (区災害対策本部を構成する者に限る。) 2 他課の応援に関すること(区災害対策本部を構成する者を除く。)	
都市整備局	■徴収第一課 ■徴収第二課 ■徴収第三課 ■徴収第四課 ■特別滞納整理課	1 区災害対策本部の避難収容班の事務に関すること (区災害対策本部を構成する者に限る。) 2 他課の応援に関すること(区災害対策本部を構成する者を除く。)	
	指導部 ■建築指導課	1 被災建築物(民間建築物に限る。)の応急危険度判定及び民間建築物の被害状況の調査の実施体制に関すること。 2 被災家屋の復旧の技術的相談及び指導に関すること。	
(略)	(略)	▲宅地開発指導課	1 造成地及び人工崖等の防災指導に関すること。 2 被災宅地の応急危険度判定に関すること。
		(略)	(略)

修正前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁  64～73
---	----------------

第4 災害対策本部  
1～4 (略)  
表3-2-1 (略)  
表3-2-2  
(1) (略)

(2) 災害対策本部の分掌事務

局等	部課等	分掌事務
(略)	(略)	(略)
健康福祉局	●健康福祉企画課	1～7 (略) 8 災害救助法に基づく救助活動の事務処理に関すること。 9 (略) 10 義援金及び救護物資の配分計画に関すること。 11～14 (略)
	(略)	(略)
	▲地域福祉課	1～2 (略) — 3 (略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
都市整備局	指導部	■建築指導課
		(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(3) 区災害対策本部の分掌事務

部課等	分掌事務
(略)	(略)
輸送班 ▲建築課	1～5 (略)
(略)	(略)

修正後

修正理由 ○ 平成26年8月20日の豪雨災害における組織応援や対応を踏まえ、分掌事務を修正する。
---

第4 災害対策本部  
1～4 (略)  
表3-2-1 (略)  
表3-2-2  
(1) (略)

(2) 災害対策本部の分掌事務

局等	部課等	分掌事務
(略)	(略)	(略)
健康福祉局	●健康福祉企画課	1～7 (略) 8 災害救助法に基づく救助活動の事務処理の総括に関すること。 9 (略) 10 義援金 の配分計画に関すること。 11～14 (略)
	(略)	(略)
	▲地域福祉課	1～2 (略) 3 救助物資の給与又は貸与についての連絡調整に関すること。 4 救助物資の配分計画に関すること。 5 (略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
都市整備局	指導部	■建築指導課
		3 被災した住宅の応急修理に関すること。
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(3) 区災害対策本部の分掌事務

部課等	分掌事務
(略)	(略)
輸送班 ▲建築課	1～5 (略) 6 被災した住宅の応急修理に関すること。
(略)	(略)

修正前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第12節 医療・救護対策	頁  149
---	--------------

第3 医療救護班等の編成及び活動《健康福祉局保健医療課》

健康福祉局長は、次により医療救護班及び医療支援班を編成し、災害時における医療・助産活動を実施する。なお、医療救護班の編成にあつては、地方独立行政法人広島市立病院機構に協力を要請する。

1 医療救護班等の編成機関及び編成班数

区分	編成機関	編成班数	事務担当	摘要
医療救護班	広島市民病院	3	広島市立病院機構	広島市民病院については、3班編成のうち1班は助産救護班とする。
	舟入市民病院	2		
	安佐市民病院	2		
	リハビリテーション病院	1		
医療支援班	中区健康長寿課・保健福祉課	1	健康長寿課	/
	東区 "	1	"	
	南区 "	1	"	
	西区 "	1	"	
	安佐南区 "	1	"	
	安佐北区 "	1	"	
	安芸区 "	1	"	
	佐伯区 "	1	"	
精神保健福祉センター	1	相談課	精神科医療を担当する。	

(備考) ① 上記の編成機関は、あらかじめ編成要員を指名しておく。  
② 健康福祉局保健医療課は、各班の取りまとめを行う。

2～8 (略)

修正後

修正理由 ○ 市立病院の医療救護班の編成については、昨年8月の災害対応を踏まえて、市立病院ごとの編成班数の記載から、各市立病院の設置者である広島市立病院機構としての編成班数の記載に修正する。
--

第3 医療救護班等の編成及び活動《健康福祉局保健医療課》

健康福祉局長は、次により医療救護班及び医療支援班を編成し、災害時における医療・助産活動を実施する。なお、医療救護班の編成にあつては、地方独立行政法人広島市立病院機構に協力を要請する。

1 医療救護班等の編成機関及び編成班数

区分	編成機関	編成班数	事務担当	摘要
医療救護班	広島市立病院	8	広島市立病院 機構本部事務局	うち1班は助産救護班とする。
医療支援班	中区健康長寿課・保健福祉課	1	健康長寿課	/
	東区 "	1	"	
	南区 "	1	"	
	西区 "	1	"	
	安佐南区 "	1	"	
	安佐北区 "	1	"	
	安芸区 "	1	"	
	佐伯区 "	1	"	
精神保健福祉センター	1	相談課	精神科医療を担当する。	

(備考) ① 上記の編成機関は、あらかじめ編成要員を指名しておく。  
② 健康福祉局保健医療課は、各班の取りまとめを行う。

2～8 (略)

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第14節 防疫及び保健衛生対策	頁  158～161
<b>第14節 防疫及び保健衛生対策</b>  災害が発生した場合において、市民の健康の維持と安全の確保を図るため、被災者の健康管理、感染症のまん延の防止、食品等の衛生の確保、猛獣等によるきがいの防止等必要な対策を講じる。  <b>第1 防疫_____対策</b> <b>1 防疫_____対策本部の設置《健康福祉局保健医療課》</b> (1) 設置時期 次のいずれかに該当するときは、健康福祉局に防疫_____対策本部を設置する。 ア 災害対策本部が設置され、防疫_____の必要性があると市長が認めたとき。 イ 災害対策本部が設置されない場合で、防疫_____の必要性があると健康福祉局長が認めたとき。 (2) 組織編成 防疫_____対策本部の組織編成は、次のとおりとする。	

修 正 後	
<b>修 正 理 由</b> ○ 平成26年8月20日豪雨災害における活動を踏まえ、現行の防疫対策本部を保健衛生対策部として再編し、防疫活動、保健活動及び衛生監視の活動内容を現行の実施内容に修正	
<b>第14節 保健衛生及び防疫対策</b>  災害が発生した場合において、市民の健康の維持と安全の確保を図るため、被災者の健康管理、感染症のまん延の防止、食品等の衛生の確保、猛獣等によるきがいの防止等必要な対策を講じる。  <b>第1 保健衛生対策部の設置《健康福祉局保健医療課》</b> (1) 設置時期 次のいずれかに該当するときは、健康福祉局に保健衛生対策部を設置する。 ア 災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき。 イ 災害対策本部が設置されない場合で、保健衛生対策の必要性があると健康福祉局長が認めたとき。 (2) 組織編成 保健衛生対策部の組織編成は次のとおりとする。 保健衛生対策部長は、区災害対策本部長と密接な連絡をとり、必要に応じて、各班に出勤を命じる。	

修正前

第2 被災者の心身の健康管理《健康福祉局保健医療課・各保健センター、こども未来局こども・家庭支援課》

生活状態の悪化による疾病の発生や慢性疾患の増悪の可能性が高くなることを踏まえ、市民の健康を維持・管理するための保健活動は、次のとおりとする。

1 保健活動の範囲

(1) 在宅におけるひとり暮らし高齢者や要介護者・要介護高齢者・障害（児）者・難病患者等の

1 安否確認と訪問指導

(2) 避難場所及び応急仮設住宅における要配慮者等に対する相談支援や保健指導

(3) 避難場所及び応急仮設住宅における衛生環境の整備及び被災者の健康調査と必要な処置

(4) 市民の医療・保健ニーズの把握とそれに基づいた保健指導

ア 疾病の予防・健康の保持増進のための健康教育や健康相談等

イ エコノミークラス症候群等災害の二次被害防止のための正しい知識の普及等

ウ 被災者のストレスに対する心のケアと心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対し、専門家による心理的なカウンセリングの実施

エ 孤立化や閉じこもり防止のための被災者同士のコミュニティづくりに向けた支援

2 保健対策班・保健活動班の編成

防疫対策本部の中に、保健対策班（保健部保健医療課）及び保健センター保健活動班（各保健センター）を組織する。

保健対策班は、防疫対策班とともに各区との連絡調整や、他の保健センター保健活動班への派遣要請及び県、県内市町、他の政令指定都市及び都道府県等への保健活動要員の派遣要請を行う。保健センター保健活動班員は、保健師・栄養士等とし、必要に応じ医療支援班員とする。

修正後

第2 被災者の健康管理《健康福祉局保健医療課、こども未来局こども・家庭支援課、保健センター》

保健衛生対策部の中に、保健対策班（保健部保健医療課）及び保健活動班（保健センター）を組織する。

生活環境の変化による疾病の発生や慢性疾患の増悪の可能性が高くなることを踏まえ、被災に伴う健康障害を予防するため、被災者の心身の健康管理を行なう。

1 保健対策班の活動《健康福祉局保健医療課》

保健対策班は、被災地域の健康情報の把握及び医療救護対策部や防疫対策班等との連絡調整を行う。また、保健活動班からの要請により、他の保健センターへの応援要請を行うとともに、必要に応じて県や県内市町、他の政令指定都市及び都道府県等へ、保健活動班への派遣要請を行う。

2 保健活動班の活動《保健センター》

保健活動班は、医師、保健師、栄養士等で構成し、被災者に対する保健活動を行う。なお、必要に応じ医療支援班員とする。

(1) 避難所における保健活動

ア 避難者の心身の健康状態の確認及び医療・保健・福祉ニーズの把握を行う。

イ 避難者の怪我等の応急手当及び医療ニーズに係る緊急度を見極め、必要に応じて医療救護班への引継及び連絡調整を行う。

ウ 慢性疾患を有する者や高齢者などの要配慮者への支援を行う。

エ 避難者のストレスに対する心のケアを行うとともに、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対し、災害派遣精神医療チーム（DPAT）やこども支援チーム等への必要な引継を行う。

オ エコノミークラス症候群や生活不活発病、感染症、ストレス、便秘等の健康障害及び疾病の予防のための健康教育、健康相談及び栄養相談を行う。

カ 避難所における生活環境の把握及び必要な調整を行う。

キ 避難所における栄養管理及び必要な食品の調達調整を行う。

ク 上記の活動において、応援職員や広島県災害時公衆衛生チームとの連携調整を行う。

(2) 避難所以外における保健活動

ア 被災者の心身の健康状態の確認及び医療・保健・福祉ニーズの把握を行う。

イ 被災者が医療や介護などを要する場合は、医療機関等の関係機関へ引継ぐ。

ウ ひとり暮らし高齢者や健康面での支援が必要な要配慮者への支援を行う。

エ 生活不活発病やストレス等の健康障害及び疾病の予防のため、巡回による健康相談を行う。

オ 被災者のストレスに対する心のケアを行うとともに、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対し、専門医療機関等への必要な引継を行う。

カ 町内会・自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、ボランティア、地域包括支援センター等関係機関との連携調整を行う。

キ 孤立化や閉じこもり防止のための被災者同士のコミュニティづくりに向けた支援を行う。



修正前

2 防疫活動

(1) 防疫対策班《健康福祉局保健医療課》

防疫対策班は、舟入市民病院、衛生研究所、各区役所

1 \_\_\_\_\_ の連絡調整を行う。また、各保健センター防疫活動班からの要請により資機材・薬品の調達、他の保健センター防疫活動班への派遣要請及び県、県内市町、他の政令指定都市及び都道府県、自衛隊、厚生労働省への応援要請を行う。

なお、感染症患者の多発により、舟入市民病院へ入院できない

1 \_\_\_\_\_ 場合は、他の医療機関へ入院措置を行う。

(2) 防疫活動班《健康福祉局各保健センター》

防疫活動班は、次の係を編成し、防疫活動を実施する。

ア 広報・連絡係

(7) 感染症まん延防止のため、その予防方法等について広報活動を行う。

(4) 感染症予防に必要な資機材・薬品の確保、防疫活動に必要な人員の派遣要請、区への協力要請を行う。また、消毒薬品の配布については、区を通じ公衆衛生推進協議会等へ配布する。

イ 収容・消毒係

(7) \_\_\_\_\_ 患者が発生した場合は、直ちに保健センター一長の指示に基づき、舟入市民病院又はその他の適当な施設へ入院勧告（措置）を行う。

(4) 患者家屋、患者発生場所、感染症発生のおそれのある場所（避難場所等）の消毒を実施する。消毒の実施に当たっては、原則として1班2名編成で行う。

ウ 疫学調査係

感染症拡大防止のため、感染場所、感染経路、接触者状況の調査、及び接触者、感染症の患者と思われる者、感染のおそれのある者について検便採取、健康状態のチェック等を実施する。疫学調査の実施に当たっては、原則として1班2名編成で行う。

(3) 舟入市民病院

感染症患者の入院

(4) 衛生研究所

保健センター防疫活動班から運搬された検便等の検査を実施し、直ちに結果を防疫活動班に還元する。

修正後

第3 防疫活動

被災地における感染症の発生及びそのまん延を防止するため防疫活動を行う。

1 防疫活動の体制

(1) 防疫対策班《健康福祉局保健医療課》

防疫対策班は、\_\_\_\_\_ 衛生研究所、各区役所、医師会、感染症指定医療機関（舟入市民病院等）との連絡調整を行う。また、保健センター防疫活動班からの要請により資機材・薬品の調達、他の保健センター防疫活動班への派遣要請及び県、県内市町、他の政令指定都市及び都道府県、自衛隊、厚生労働省への応援要請を行う。

なお、感染症法に基づく入院措置が必要な患者が多発し、感染症指定医療機関での受け入れが困難な場合は、他の医療機関へ入院措置を行う。

(2) 防疫活動班《保健センター\_\_\_\_\_》

防疫活動班は、次の係を編成し、防疫活動を実施する。

ア 広報・連絡係

(7) 感染症まん延防止のため、その予防方法等について広報活動を行う。

(4) 感染症予防に必要な資機材・薬品の確保、防疫活動に必要な人員の派遣要請、区への協力要請を行う。

イ 患者対応係

(7) 感染症法に基づく入院勧告（措置）が必要な患者が発生した場合は、直ちに保健センター一長の指示に基づき、舟入市民病院又はその他の適当な施設への入院勧告（措置）を行う。

(4) 感染症拡大防止のため、必要に応じて、感染場所、感染経路、接触者の状況の調査、及び接触者、感染症の患者と思われる者、感染のおそれのある者について、健康状態のチェック、検体採取等を行う。

ウ 消毒係

患者家屋や患者発生場所など感染症の病原体に汚染された場所等の消毒については、職員が現地の状況を確認した上で、保健センターに備蓄している消毒薬を用いる。

消毒作業については、職員の管理下で消毒場所の管理者又は住民が行い、住民等が身体的な理由等により自ら消毒作業を行えない場合は、職員が代わりに行う。

住民等が消毒薬を持っている場合や準備できると申し出があれば、管理者又は住民等自らが適切に消毒を行えるよう、消毒方法について指導する。

(3) 衛生研究所

保健センター防疫活動班から運搬された検体の検査を実施し、直ちに結果を防疫活動班に還元する。

(4) 舟入市民病院

入院措置（勧告）患者の治療を行う。

修正前

- 3 資機材・薬品等の備蓄  
 防疫活動の初期に使用する資機材及び薬品等については、各保健センターに備蓄しておく。
- 4 関係機関への協力要請等

要請機関	要請内容	連絡担当	備考
陸上自衛隊	衛生隊の派遣	消防局防災課	県(危機管理課)を通じて要請
公衆衛生推進協議会	消毒活動	保健センター → 区役所	消毒薬を供与
広島県	防疫活動要員の派遣	健康福祉局保健部保健医療課	
県内市町	防疫活動要員の派遣		
他の政令指定都市	防疫活動要員の派遣		
他の都道府県	防疫活動要員の派遣		
国(厚生労働省)	隣接県の防疫員の派遣		

- 5 予防接種  
 (略)

第3 食品衛生・環境衛生の監視《健康福祉局食品保健課・食品指導課・環境衛生課》

衛生状態の悪化等により危害の発生するおそれのある飲食、理容業・美容業、公衆浴場業及び旅館業の営業等について、衛生状態による危害発生等を防止するための監視活動等は、次のとおりとする。

1 食品衛生監視の活動範囲

- \_\_\_ 避難場所・臨時営業施設等に対する監視指導
- (1) 食品の取扱いに関する指導及び不良食品の排除 \_\_\_
- (2) 消毒器具、消毒液等の衛生機材の確保 \_\_\_
- (3) 食品衛生上の注意事項の広報紙・ラジオ等による啓発
- (4) 食中毒発生時の調査・指導

2 環境衛生監視の活動範囲

- (1) 避難場所等における飲料水の衛生指導
- \_\_\_
- ア 次亜塩素酸製剤、手指消毒液等の衛生機材の確保 \_\_\_
- イ 飲料水に関する注意事項の広報紙・ラジオ等による啓発
- ウ 貯水槽の浸水汚染の調査・指導

修正後

- 2 資機材・薬品等の備蓄  
 消毒に必要な \_\_\_ 資機材及び薬品等については、\_\_保健センターに備蓄しておく。
- 3 関係機関への協力要請等  
 必要に応じて、国、県、他市町へ防疫活動要員等の派遣要請を行う。

要請機関	要請内容	連絡担当	備考
陸上自衛隊	衛生隊の派遣	危機管理室	県(危機管理課)を通じて要請
広島県	防疫活動要員(広島県公衆衛生チーム)の派遣	健康福祉局保健部保健医療課	
県内市町	防疫活動要員の派遣		
他の政令指定都市	防疫活動要員の派遣		
他の都道府県	防疫活動要員の派遣		
国(厚生労働省)	隣接県の防疫員の派遣		

- 4 予防接種  
 (略)

第4 衛生監視《健康福祉局食品保健課・食品指導課・環境衛生課》

監視班を編成し、被災地域における食品営業施設や環境衛生施設等の衛生状態、及び避難所等における食品や飲料水等、生活環境の衛生状態を監視・指導する。

1 食品衛生監視の活動範囲

- (1) 避難所 \_\_\_ 等に対する監視指導
- \_\_\_ 食品の取扱い \_\_\_ 及び不良食品 排除の指導
- \_\_\_ 消毒器具、消毒液等の衛生機材 確保の指導
- (2) 災害発生地域内の食品関係施設に対する監視指導
- \_\_\_ 施設・設備の清掃及び消毒指導
- \_\_\_ 不良食品の廃棄指導
- \_\_\_ 営業再開時の衛生指導
- (3) 災害発生地域内の市民に対する啓発
- \_\_\_ 食品衛生上の注意事項の広報紙等による啓発

2 環境衛生監視の活動範囲

- (1) 避難 \_\_\_ 所等に対する \_\_\_ 衛生指導
- \_\_\_ 避難場所における飲料水の衛生指導
- 1 (7) 次亜塩素酸製剤、手指消毒液等の衛生機材の確保の指導
- \_\_\_
- (4) 貯水槽の浸水汚染の調査・指導

修正前

(2) 避難場所・臨時営業施設等における理容師・美容師への衛生指導

ア 使用器材の消毒等の指導

イ 従事者等の手指消毒の指導

(3) 引火性溶剤を使用するドライクリーニング施設（被災施設を部分的に使用する場合）の安全性確保の指導

(4) 公衆浴場への指導・支援

ア 被災者の入浴機会確保を図るため、既存公衆浴場の最大限の活用を指導

イ 建築専門家との合同調査に基づいた応急処置による公衆浴場の部分活用への支援

(5) 宿泊施設の給水、トイレ等の衛生管理についての指導

3 緊急時の営業許可・開設届出の取扱い

(略)

4・5 (略)

修正後

イ 避難所・臨時営業施設等における理容師・美容師への衛生指導

(7) 使用器材の消毒等の指導

(1) 従事者等の手指消毒の指導

ウ 避難所の給水、トイレ等の衛生管理についての指導

(2) 災害発生地域内の営業施設等に対する衛生指導・相談

ア 環境衛生関係営業施設及び専用水道等水道関係届出施設に対する安全確認及び衛生指導・相談

イ 引火性溶剤を使用するドライクリーニング施設（被災施設を部分的に使用する場合）の安全性確保の指導

ウ 公衆浴場への指導・支援

(7) 被災者の入浴機会確保を図るため、既存公衆浴場の最大限の活用を指導

(1) 応急処置による公衆浴場の部分活用への支援

(3) 災害発生地域内の市民に対する衛生相談・指導

ア 飲料水に関する注意事項の広報紙等による啓発

イ 井戸等の飲用水に関する相談・指導

ウ 害虫発生に関する相談・駆除指導

3 災害発生時の営業許可・開設届出の取扱い

(略)

4・5 (略)

修 正 前	
基本・風水害対策編 第4章 災害復旧・復興計画 第5節 義援金及び救援物資の受入・配分計画	頁  2 2 1
<p>第4 義援金及び救援物資の配分《企画総務局総務課、健康福祉局健康福祉企画課_____、道路交通局道路管理課_____》</p> <p>1 義援金の配分に当たっては、健康福祉局に配分委員会を設置し、同委員会による使途の決定を受け、企画総務局_____においてこれを行う。</p> <hr/> <hr/> <p>配分方法を決定したときは、速やかに報道機関等を通じて公表する。</p> <hr/> <hr/> <p>2 救援物資の配分に当たっては、被災状況等を勘案し、救援物資対策チームが配分方法等を決定し、これに基づき、被災者に対する円滑な配分を行う。            なお、配分方法等を決定するに当たっては、物資の種類に偏りが生じないように努める。</p>	

修 正 後
<p>修 正 理 由</p> <p>○ 義援金の被災者への配分は、被災地を管轄する区役所でも行う必要があり、配分を迅速、円滑に行うため、配分を行う体制を整備する必要があるため、必要な修正をする。</p>
<p>第4 義援金及び救援物資の配分《企画総務局総務課、健康福祉局健康福祉企画課・地域福祉課、道路交通局道路管理課、各区区政調整課》</p> <p>1 義援金の配分に当たっては、健康福祉局に配分委員会を設置し、同委員会による使途の決定を受け、企画総務局及び区においてこれを行う。  <u>ただし、配分の内容により他に適切な所管局がある場合には当該所管局においても配分を行う。</u>  <u>また、平成26年8月20日の豪雨災害時のように、多額の義援金が寄せられ、広範な使途で長期に亘り配分を行う場合は、全庁的な体制を整備したうえで配分を行う。</u>            配分方法を決定したときは、速やかに報道機関等を通じて公表する。</p> <p>2 <u>災害対策本部が設置されていない場合の義援金の配分については、災害対策本部が設置されている場合に準じて行う。</u>この場合において、「企画総務局」とあるのは「健康福祉局」とする。</p> <p>3 救援物資の配分に当たっては、被災状況等を勘案し、救援物資対策チームが配分方法等を決定し、これに基づき、被災者に対する円滑な配分を行う。            なお、配分方法等を決定するに当たっては、物資の種類に偏りが生じないように努める。</p>

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 60

修正後
<p>修正理由</p> <p>○ 災害対策本部の分掌事務を、災害発生時に迅速かつ円滑に行えるようにするため、災害対策本部設置前においても情報収集、連絡体制の確保等に努めるとともに、災害対策本部廃止後も当該分掌事務に準じて災害応急対策に従事する旨を規定する。</p>
<p>第5 災害対策本部設置前及び廃止後の対応（新設）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各局等及び区は、災害対策本部の分掌事務が災害発生時に迅速かつ円滑に行うことができるよう、災害対策本部設置前においても情報収集、連絡体制の確保等に努める。</li> <li>2 各局等及び区は、必要に応じ、災害対策本部廃止後も、災害対策本部の分掌事務に準じ、災害応急対策に従事するものとする。</li> </ol>

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第4節 災害広報・広聴の実施	頁 131

修正後
<p>修正理由</p> <p>○ 平成26年8月20日の豪雨災害での対応を踏まえ、災害広報・広聴の実施における、報道機関への情報提供に関する記述を新たに加える。</p>
<p><u>第2 報道機関への情報提供（新設）</u></p> <p>1. <u>報道機関への情報提供は、定期的に又は随時に、記者会見又は資料提供等により行う。</u></p> <p>2. <u>被害状況等により、必要に応じてプレスセンターを設置する。プレスセンターを設置した場合は、直ちに報道機関にその旨を発表する。</u></p>

修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第16節 災害廃棄物及び土砂の処理体制の整備（新設）	頁 50
第15節 市域外からの避難者受入れ体制の整備 (略)	

修 正 後						
修 正 理 由 ○ 災害発生時の災害廃棄物の処理体制の整備に係る規定が基本・風水害対策編にないため、平成26年8月20日の豪雨災害を踏まえ、下記の事項を基本・風水害対策編に規定する。						
<p><b>第16節 災害廃棄物及び土砂の処理体制の整備</b>《環境局環境政策課・施設課・業務第一課・産業廃棄物指導課、経済観光局農林整備課、都市整備局緑政課、道路交通局道路課、下水道局河川課》（新設）</p> <p>災害により発生したがれき混じり土砂、建築物の倒壊・解体等により生じたがれき（以下「災害廃棄物」という。）及び土砂の処理体制を整備する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>関係機関との連絡体制の確立</u>              関係機関の範囲及びその役割を明確化し、災害発生時における連絡体制を確立する。</li> <li>2. <u>資機材・人員の確保</u>              災害廃棄物及び土砂の発生量を想定したうえで、それを仮置場又は処分場へ運搬するために必要な重機・トラック等の資機材・車両及び人員を確保できる体制を整える。</li> <li>3. <u>仮置場・処分場の確保</u>              災害時に発生する多量の災害廃棄物及び土砂を的確に処分するため、処分場及び仮置場の候補地を次のとおり選定する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>処分場の候補地</u>                玖谷埋立地（災害廃棄物）</li> <li>(2) <u>仮置場の候補地</u>  <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>西区竜王公園</td> <td>安佐南区広島広域公園</td> <td>安佐北区可部運動公園</td> </tr> <tr> <td>安芸区瀬野川公園</td> <td>佐伯区佐伯運動公園</td> <td></td> </tr> </table> </li> </ol> </li> <li>4. <u>災害廃棄物及び土砂の処分方法</u>              災害廃棄物及び土砂の処分に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとし、そのための方策を検討する。</li> </ol>	西区竜王公園	安佐南区広島広域公園	安佐北区可部運動公園	安芸区瀬野川公園	佐伯区佐伯運動公園	
西区竜王公園	安佐南区広島広域公園	安佐北区可部運動公園				
安芸区瀬野川公園	佐伯区佐伯運動公園					
<p><b>第17節 市域外からの避難者受入れ体制の整備</b>            (略)</p>						

修 正 前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第14節 災害復旧・復興体制への備え	頁  73
第2 災害廃棄物_____の処理体制の整備_____	
1 関係機関との連絡体制の確立《環境局環境政策課・業務第一課・産業廃棄物指導課、道路交通局道路課》 関係機関の範囲及びその役割を明確化し、地震災害発生時における連絡体制を確立する。	
2 資機材・人員の確保《環境局業務第一課・産業廃棄物指導課》 災害廃棄物_____の発生量を想定したうえで、それを仮置場又は処分場へ運搬するために必要な重機・トラック等の資機材・車両及び人員を確保できる体制を整える。	
3 仮置場・処分場の確保《環境局環境政策課・施設課》 地震災害時に発生する多量の災害廃棄物_____を的確に処分するための <u>災害廃棄物の処分場</u> 及び仮置場の候補地を次のとおり選定する。	
(1) 処分場の候補地 玖谷埋立地_____	
(2) 仮置場の候補地 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">             西区竜王公園 安佐南区広島広域公園 安佐北区可部運動公園              安芸区瀬野川公園 佐伯区佐伯運動公園           </div>	
4 災害廃棄物_____の処分方法《環境局業務第一課》 災害廃棄物_____の処分に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとし、そのための方策を検討する。	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 平成26年8月20日の豪雨災害を踏まえ、災害廃棄物及び土砂の処理体制の整備に係る規定を整理する。
第2 災害廃棄物及び土砂の処理体制の整備《環境局環境政策課・施設課・業務第一課・産業廃棄物指導課、経済観光局農林整備課、都市整備局緑政課、道路交通局道路課、下水道局河川課》 地震災害により発生したがれき混じり土砂、建築物の倒壊・解体等により生じたがれき（以下「災害廃棄物」という。）及び土砂の処理体制を整備する。
1 関係機関との連絡体制の確立_____
関係機関の範囲及びその役割を明確化し、地震災害発生時における連絡体制を確立する。
2 資機材・人員の確保_____
災害廃棄物 <u>及び土砂</u> の発生量を想定したうえで、それを仮置場又は処分場へ運搬するために必要な重機・トラック等の資機材・車両及び人員を確保できる体制を整える。
3 仮置場・処分場の確保_____
地震災害時に発生する多量の災害廃棄物 <u>及び土砂</u> を的確に処分するため、_____仮置場及び処分場の候補地を次のとおり選定する。
(1) 処分場の候補地 玖谷埋立地 <u>（災害廃棄物）</u>
(2) 仮置場の候補地 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">             西区竜王公園 安佐南区広島広域公園 安佐北区可部運動公園              安芸区瀬野川公園 佐伯区佐伯運動公園           </div>
4 災害廃棄物 <u>及び土砂</u> の処分方法_____
災害廃棄物 <u>及び土砂</u> の処分に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとし、そのための方策を検討する。



修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第15節 清掃対策 第16節 災害廃棄物及び土砂の処理対策（新設）	頁  161～164
<p><b>第15節 清掃対策</b></p> <p>被災地域における生活環境を保全するため、固形状一般廃棄物（以下「ごみ」という。）及び液状一般廃棄物（以下「し尿」という。）の収集・運搬・処分、生活避難場所等への仮設便所の設置等必要な対策を講じる。</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 特別清掃活動</p> <p>1 活動の原則《環境局施設課・業務第一課・業務第二課》</p> <p>(1) 特別清掃対策部は、災害発生後、直ちに被災状況並びに所要作業量の調査を行うとともに、その調査結果に基づき、仮設便所の設置並びに<u>一般廃棄物</u>の収集・運搬及び処分についての特別作業計画を策定し、これに基づき活動する。</p> <p>特別清掃対策部長は、災害により排出された多量のごみの収集・運搬を本市のみで実施することが困難と認めるときは、広島市廃棄物処理事業協同組合に対して協力を要請し、その報告を参考に特別作業計画を策定するものとする。</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 ごみの処理</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) ごみの収集・運搬《環境局業務第一課・各環境事業所》            集積場<u>に</u>集積されたごみの収集・運搬は、次により「特別ごみ処理班」を編成し行う。            ア・イ （略）</p> <p>(3) ごみの処分《環境局施設課・各清掃工場・玖谷埋立地》            被災地から収集したごみは、本市のごみ焼却施設及び埋立地で処分を行う。            なお、伝染病予防上実施した清掃・消毒によって生じた廃棄物は、感染を防止するための必要な処置を実施したうえで処分する。</p> <p>(4) （略）</p> <p>3・4 （略）</p>	

修 正 後
<p>修 正 理 由</p> <p>○ 平成26年8月20日の豪雨災害を踏まえ、規定を整理するとともに、災害廃棄物及び土砂の処理対策について新たに規定する。</p>
<p><b>第15節 清掃対策（災害廃棄物及び土砂を除く。）</b></p> <p>災害が発生した場合、被災地域における生活環境を保全するため、固形状一般廃棄物（以下「ごみ」という。）及び液状一般廃棄物（以下「し尿」という。）の収集・運搬・処分、生活避難場所等への仮設便所の設置等必要な対策を講じる。</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 特別清掃活動</p> <p>1 活動の原則《環境局施設課・業務第一課・業務第二課》</p> <p>(1) 特別清掃対策部は、災害発生後、直ちに被災状況並びに所要作業量の調査を行うとともに、その調査結果に基づき、仮設便所の設置並びに<u>ごみ及びし尿</u>の収集・運搬及び処分についての特別作業計画を策定し、これに基づき活動する。</p> <p>特別清掃対策部長は、災害により排出された多量のごみの収集・運搬を本市のみで実施することが困難と認めるときは、広島市廃棄物処理事業協同組合に対して協力を要請し、その報告を参考に特別作業計画を策定するものとする。</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 ごみの処理</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) ごみの収集・運搬《環境局業務第一課・各環境事業所》            集積場所<u>に</u>集積されたごみの収集・運搬は、次により「特別ごみ処理班」を編成し行う。            ア・イ （略）</p> <p>(3) ごみの処分《環境局施設課・各清掃工場・玖谷埋立地》            被災地から収集したごみは、本市のごみ焼却施設及び埋立地で処分する。            なお、伝染病予防上実施した清掃・消毒によって生じた廃棄物は、感染を防止するための必要な処置を実施したうえで処分する。</p> <p>(4) （略）</p> <p>3・4 （略）</p>

修正前

第16節～第27節 (略)

修正後

**第16節 災害廃棄物及び土砂の処理対策**《環境局環境政策課・施設課・業務第一課・

産業廃棄物指導課、経済観光局農林整備課、都市整備局緑政課、道路交通局道路課、下水道局河川課》

災害が発生した場合、被災地域の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、がれき混じり土砂、建築物の倒壊・解体等により生じたがれき及び土砂の収集・運搬・処分について必要な対策を講じる。

1. 発災後速やかに災害廃棄物及び土砂の発生量を推計し、候補地の仮置場のほか、公有地を利用して臨時の仮置場を確保する。
2. 災害廃棄物及び土砂は計画的に収集し、仮置場に運搬する。
3. 仮置した災害廃棄物及び土砂については、速やかに収集運搬処理計画を策定し、計画に基づき適正に処理する。
4. 災害廃棄物及び土砂については、可能な限りリサイクルに努めるものとするが、リサイクルできないものについては、県及び関係機関と協議のうえ、計画的に処分する。
5. 事業系建築物の所有者に対し、事業系建築物の倒壊・解体等により生じた災害廃棄物のうち、産業廃棄物を分別し、運搬・処分するよう指導する。
6. 災害廃棄物のうち、石綿を使用している建築物のがれきについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律・同施行令・同施行規則に基づく処理基準」に沿って、収集・運搬・処分を行う。  
また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

第17節～第28節 (略)

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第15節 清掃対策 第16節 災害廃棄物及び土砂の処理対策（新設）	頁  196～199
<b>第15節 清掃対策</b> <p>地震災害が発生した場合、被災地域の生活環境の保全を図るため、固形状一般廃棄物（以下「ごみ」という。）及び建築物の倒壊・解体等により生じたがれき（以下「災害廃棄物」という。）のうち、産業廃棄物以外の物並びに液状一般廃棄物（以下「し尿」という。）の収集・運搬・処分、生活避難場所等への仮設便所の設置等必要な対策を講じる。</p> <p>第1 特別清掃対策部の設置《環境局環境政策課》</p> <p>1 設置時期</p> <p>地震災害により多量のごみ及び災害廃棄物が排出され、又はし尿の応急取りを必要とする被災家屋が多数生じ、若しくは生活避難場所等に多数の仮設便所を設置する必要がある場合、次のいずれかに該当するときは、環境局に特別清掃対策部を設置する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第2 特別清掃活動</p> <p>1 活動の原則《環境局施設課・業務第一課・業務第二課》</p> <p>(1) 特別清掃対策部は、災害発生後、直ちに被災状況並びに所要作業量の調査を行うとともに、その調査結果に基づき、仮設便所の設置並びに一般廃棄物の収集・運搬及び処分についての特別作業計画を策定し、これに基づき活動する。</p> <p>特別清掃対策部長は、災害により排出された多量のごみの収集・運搬を本市のみで実施することが困難と認めるときは、広島市廃棄物処理事業協同組合に対して協力を要請し、その報告を参考に特別作業計画を策定するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 ごみ及び災害廃棄物の収集・運搬体制《環境局業務第一課・各環境事業所》</p> <p>ごみ及び産業廃棄物以外の災害廃棄物の収集・運搬は、次により「特別ごみ処理班」を編成し行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 収集・運搬車両</p> <p>ごみ及び災害廃棄物の収集・運搬は、本市及び廃棄物処理業者が保有するごみ収集車両により行う。なお、当該車両が不足するときは、近隣市町村、土木業者等へ応援を依頼する。</p>	

修 正 後	
<b>修 正 理 由</b> ○ 平成26年8月20日の豪雨災害を踏まえ、規定を整理するとともに、災害廃棄物及び土砂の処理対策について新たに規定する。	
<b>第15節 清掃対策（災害廃棄物及び土砂を除く）</b> <p>地震災害が発生した場合、被災地域の生活環境の保全を図るため、固形状一般廃棄物（以下「ごみ」という。）及び</p> <p>液状一般廃棄物（以下「し尿」という。）の収集・運搬・処分、生活避難場所等への仮設便所の設置等必要な対策を講じる。</p> <p>第1 特別清掃対策部の設置《環境局環境政策課》</p> <p>1 設置時期</p> <p>地震災害により多量のごみが排出され、又はし尿の応急取りを必要とする被災家屋が多数生じ、若しくは生活避難場所等に多数の仮設便所を設置する必要がある場合、次のいずれかに該当するときは、環境局に特別清掃対策部を設置する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第2 特別清掃活動</p> <p>1 活動の原則《環境局施設課・業務第一課・業務第二課》</p> <p>(1) 特別清掃対策部は、災害発生後、直ちに被災状況並びに所要作業量の調査を行うとともに、その調査結果に基づき、仮設便所の設置並びにごみ及びし尿の収集・運搬及び処分についての特別作業計画を策定し、これに基づき活動する。</p> <p>特別清掃対策部長は、災害により排出された多量のごみの収集・運搬を本市のみで実施することが困難と認めるときは、広島市廃棄物処理事業協同組合に対して協力を要請し、その報告を参考に特別作業計画を策定するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 ごみの収集・運搬体制《環境局業務第一課・各環境事業所》</p> <p>ごみの収集・運搬は、次により「特別ごみ処理班」を編成し行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 収集・運搬車両</p> <p>ごみの収集・運搬は、本市及び廃棄物処理業者が保有するごみ収集車両により行う。なお、当該車両が不足するときは、近隣市町村、土木業者等へ応援を依頼する。</p>	

修正前

3 ごみ及び災害廃棄物の処理《環境局 \_\_\_\_\_ 業務第一課・産業廃棄物指導課・各環境事業所・各清掃工場・玖谷埋立地》

地震によるライフラインの被災等に伴い、通常のごみ処理が困難となることが想定されるため、ごみ及び災害廃棄物の処理を、被災直後の第一次対策、被災によるごみの大量排出が一段落した段階の第二次対策、災害廃棄物を処理するための第三次対策に分けて実施する。

(1) 第一次対策

ア 一般家庭や生活避難場所等から排出される生活系ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等、公衆衛生の確保と生活環境の保全上速やかに処理を必要とするごみについて、 \_\_\_\_\_ 収集・ \_\_\_\_\_ 運搬・処分を行う。

なお、住民及び事業者には、可能な限りごみの分別排出の協力を求める。

イ ごみ焼却施設及び埋立地によって、短時間で大量のごみを処理することができない場合には、公有地等を利用して、臨時の集積場 \_\_\_\_\_ を指定し、ごみを搬入する。

ウ 伝染病予防上実施した清掃・消毒によって生じた廃棄物は、感染を防止するための必要な処置を施したうえで処分する。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(2) 第二次対策

臨時の集積場 \_\_\_\_\_ に搬入したごみを、 \_\_\_\_\_ ごみ焼却施設及び埋立地へ逐次運搬し、処分する。

(3) 第三次対策

ア 公有地を利用して臨時の災害廃棄物仮置場を確保し、建築物の倒壊・解体等により生じた災害廃棄物のうち、一般廃棄物を計画的に分別収集し、運搬・処分する。

イ 事業系建築物の所有者に対し、事業系建築物の倒壊・解体等により生じた災害廃棄物のうち、産業廃棄物を分別し、運搬・処分するよう指導する。この場合、処分先等を指示できるものとする。

ウ 災害廃棄物については、可能な限りリサイクルを進める。

エ 災害廃棄物のうち、アスベストを使用している建築物のがれきの収集・運搬・処分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律・同施行令・同施行規則に基づく処理基準」に沿って実施する。

また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

オ 災害廃棄物の処分については、県及び関係機関と協議のうえ、計画的に処分する。

修正後

3 ごみ \_\_\_\_\_ の処理《環境局 \_\_\_\_\_ 業務第一課・産業廃棄物指導課・各環境事業所・各清掃工場・玖谷埋立地》

地震によるライフラインの被災等に伴い、通常のごみ処理が困難となることが想定されるため、ごみ \_\_\_\_\_ の処理を、被災直後の第一次対策、被災によるごみの大量排出が一段落した段階の第二次対策 \_\_\_\_\_ に分けて実施する。

(1) 第一次対策

ア 一般家庭や生活避難場所等から排出される生活系ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等、公衆衛生の確保と生活環境の保全上速やかに処理を必要とするごみについて、計画的に収集して、本市のごみ焼却施設及び埋立地へ運搬し処分する。

なお、住民及び事業者には、可能な限りごみの分別排出の協力を求める。

イ ごみ焼却施設及び埋立地において、短時間で大量のごみを処理することができない場合には、公有地等を利用して、臨時の集積場所を指定し、ごみを搬入する。

ウ 伝染病予防上実施した清掃・消毒によって生じた廃棄物は、感染を防止するための必要な処置を施したうえで処分する。

エ 石綿を使用しているごみの収集・運搬・処分

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律・同施行令・同施行規則に基づく処理基準」に沿って実施する。

また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

(2) 第二次対策

臨時の集積場所に搬入したごみは、逐次、本市のごみ焼却施設及び埋立地へ \_\_\_\_\_ 運搬し、処分する。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

修正前

第16節～第27節

修正後

**第16節 災害廃棄物及び土砂の処理対策**《環境局環境政策課・施設課・業務第一課・産業廃棄物指導課、経済観光局農林整備課、都市整備局緑政課、道路交通局道路課、下水道局河川課》（新設）

地震災害が発生した場合、被災地域の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、がれき混じり土砂、建築物の倒壊・解体等により生じたがれき（以下、「災害廃棄物」という。）及び土砂の収集・運搬・処分について必要な対策を講じる。

- 1 発災後速やかに災害廃棄物及び土砂の発生量を推計し、候補地の仮置場のほか、公有地を利用して臨時の仮置場を確保する。
- 2 災害廃棄物及び土砂は計画的に収集し、仮置場に運搬する。
- 3 仮置した災害廃棄物及び土砂については、速やかに収集運搬処理計画を策定し、計画に基づき適正に処理する。
- 4 災害廃棄物及び土砂については、可能な限りリサイクルに努めるものとするが、リサイクルできないものについては、県及び関係機関と協議のうえ、計画的に処分する。
- 5 事業系建築物の所有者に対し、事業系建築物の倒壊・解体等により生じた災害廃棄物のうち、産業廃棄物を分別し、運搬・処分するよう指導する。
- 6 災害廃棄物のうち、石綿を使用している建築物のがれきについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律・同施行令・同施行規則に基づく処理基準」に沿って、収集・運搬・処分を行う。  
また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

第17節～第28節

修正前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第15節 ごみ処理体制の整備（新設）	頁  50

修正後
<p>修正理由</p> <p>○ 平成26年8月20日の豪雨災害の対応を踏まえ、基本・風水害対策編にごみ処理体制の整備に係る規定を追加するとともに、震災対策編の規定内容を修正する。</p>
<p><b>第15節 ごみ処理体制の整備</b>（環境局業務第一課・業務第二課）（新設）</p> <p>1. <u>生活避難場所の生活環境を確保するための仮設トイレの早期設置を図るため、仮設トイレレンタル業者と協力協定を締結する。</u></p> <p>2. <u>被災地の衛生状態の保持のため、固形状一般廃棄物（以下「ごみ」という。）及び液状一般廃棄物（以下「し尿」という。）を迅速に収集・処理するための特別ごみ処理班及び特別し尿処理班をあらかじめ編成し、効果的な収集・処理体制を確立する。</u></p> <p><u>ごみ、し尿の排出量が本市の収集及び処理能力を超えることを想定し、車両、機材、人員及び処分場を確保するため、関係機関と協議し、収集・処理体制を確立する。</u></p>

修 正 前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第12節 保健衛生・ごみ処理・防疫・遺体の処理体制の整備	頁 62
第1 保健衛生活動・ごみ処理体制の整備 1 (略) 2 生活環境の確保《環境局業務第一課・業務第二課、 <u>消防局防災課</u> 》 (1) (略) (2) 被災地の衛生状態の保持のため、 <u>し尿、生活ごみ</u> <u>を迅速に収集・処理するための特別し尿処理班及び特別ごみ処理班</u> <u>をあらかじめ編成し、効果的な収集・処理体制を確立する。</u> <u>し尿、生活ごみ</u> の排出量が本市の収集及び処理能力を超えることを想定し、車両、機材、人員及び処分場を確保するため、関係機関と協議し、収集・処理体制を確立する。	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 平成26年8月20日の豪雨災害を踏まえ、基本・風水害対策編にごみ処理体制の整備に係る規定を追加することに伴い、震災対策編の規定内容を修正する。	
第1 保健衛生活動・ごみ処理体制の整備 1 (略) 2 生活環境の確保《環境局業務第一課・業務第二課、 <u>危機管理室災害対策課</u> 》 (1) (略) (2) 被災地の衛生状態の保持のため、 <u>固形状一般廃棄物（以下「ごみ」という。）及び液状一般廃棄物（以下「し尿」という。）</u> を迅速に収集・処理するための特別 <u>ごみ処理班</u> 及び特別 <u>し尿処理班</u> をあらかじめ編成し、効果的な収集・処理体制を確立する。 <u>ごみ、し尿</u> の排出量が本市の収集及び処理能力を超えることを想定し、車両、機材、人員及び処分場を確保するため、関係機関と協議し、収集・処理体制を確立する。	

修正前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第12節 医療・救護対策	頁 151、152
---	--------------

第5 DMATの派遣要請及び活動支援《健康福祉局保健医療課、地方独立行政法人広島市立病院機構広島市民病院・安佐市民病院》  
1～3 (略)

第6 医療機関等への応援要請《健康福祉局健康福祉企画課・保健医療課、  
消防局防災課・警防課・救急課》  
大規模な災害の発生により、本市の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、本節第5によりDMATの派遣要請を行うほか、次により応援要請する。

要請機関	要請内容	摘 要	連絡担当課
救急告示病院・診療所	傷病者の収容	資料編 3-12-1 「救急告示病院等一覧表」参照。	消防局 警防課・救急課
日本赤十字社広島県支部 中区千田町 2-5-64 241-8811	医療・救護全般	県（健康福祉総務課）を通じて要請。ただし、緊急を要する場合は、本市より直接要請し、県（健康福祉総務課）に要請した旨を報告。	健康福祉局 健康福祉企画課
広島市医師会 西区観音本町 1-1-1 232-7321	原則として、市立病院機関では対応できない場合における次の対応 ・医師等の派遣 ・被災者の収容 ・医療資機材の供与	「広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」（以下「市内医師会との協定書」という。資料編参考 19）に基づき、本市より要請。	健康福祉局 保健医療課
安佐医師会 安佐南区八木 5-35-2 873-1840			
安芸地区医師会 安芸郡海田町栄町 5-13 823-4931			

修正後

修正理由  
○ 平成26年8月20日の豪雨災害における応援要請実績を踏まえ、広島県災害時公衆衛生チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、こども支援チームを要請機関に追加

第5 DMATの派遣要請及び活動支援《健康福祉局保健医療課、地方独立行政法人広島市立病院機構広島市民病院・安佐市民病院》  
1～3 (略)

第6 DPATの派遣要請及び活動支援《健康福祉局精神保健福祉課、精神保健福祉センター》（新設）  
1 健康福祉局長は、大規模な災害の発生により、本市の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、県へ災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請を行う。  
2 健康福祉局長は、県からの要請に基づき、DPATの活動支援を行う。

第7 こども支援チームの派遣要請及び活動支援《こども未来局こども・家庭支援課》（新設）  
1 こども未来局長は、大規模な災害の発生により、本市の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、県へこども支援チームの派遣要請を行う。  
2 こども未来局長は、県からの要請に基づき、こども支援チームの活動支援を行う。

第8 医療機関等への応援要請《健康福祉局健康福祉企画課・保健医療課、精神保健福祉課、精神保健福祉センター、こども未来局こども・家庭支援課、危機管理室、消防局警防課・救急課》  
大規模な災害の発生により、本市の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、本節第5、第6、第7によりDMAT、DPAT、こども支援チームの派遣要請を行うほか、次により応援要請する。

要請機関	要請内容	摘 要	連絡担当課
救急告示病院・診療所	傷病者の収容	資料編 3-12-1 「救急告示病院等一覧表」参照。	消防局 警防課・救急課
日本赤十字社広島県支部 中区千田町 2-5-64 241-8811	医療・救護全般	県（健康福祉総務課）を通じて要請。ただし、緊急を要する場合は、本市より直接要請し、県（健康福祉総務課）に要請した旨を報告。	健康福祉局 健康福祉企画課
広島市医師会 西区観音本町 1-1-1 232-7321	原則として、市立病院機関では対応できない場合における次の対応 ・医師等の派遣 ・被災者の収容 ・医療資機材の供与	「広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」（以下「市内医師会との協定書」という。資料編参考 19）に基づき、本市より要請。	健康福祉局 保健医療課
安佐医師会 安佐南区八木 5-35-2 873-1840			
安芸地区医師会 安芸郡海田町栄町 5-13 823-4931			



修正前

広島市歯科医師会 中区富士見町 11-9 244-2662	原則として、市立病院 機関では対応できない 場合における次の斡旋 ・歯科医師等の派遣 ・医療資機材の供与		健康福祉局 保健医療課
安佐歯科医師会 安佐南区西原 9-19-24 874-4188			
安芸歯科医師会 安芸郡海田町新町 19-10 822-9009			
佐伯歯科医師会 佐伯区城山 1-15-8 921-2652	原則として、市立病院 機関では対応できない 場合における次の斡旋 ・薬剤師の派遣 ・医療資機材の供与		健康福祉局 保健医療課
広島市薬剤師会 中区富士見町 11-42 244-4899			
安佐薬剤師会 安佐南区相田 1-10-15 (相田薬局内) 878-2525			
安芸地区薬剤師会 安芸郡府中町南南2-1-101 282-4440			
広島佐伯薬剤師会 佐伯区旭園 2-22 924-5957	医療・救護全般	「第5 DMATの派遣要請及び活 動支援」参照	
災害医療派遣チーム (DMAT)			
広島県看護協会 中区広瀬北町 9-2 293-3362	看護師・助産師等の派 遣		

(資料編) 3-12-1 救急告示病院等一覧表

参考 19 広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書

修正後

広島市歯科医師会 中区富士見町 11-9 244-2662	原則として、市立病院 機関では対応できない 場合における次の斡旋 ・歯科医師等の派遣 ・医療資機材の供与		健康福祉局 保健医療課
安佐歯科医師会 安佐南区西原 9-19-24 874-4188			
安芸歯科医師会 安芸郡海田町新町 19-10 822-9009			
佐伯歯科医師会 佐伯区城山 1-15-8 921-2652	原則として、市立病院 機関では対応できない 場合における次の斡旋 ・薬剤師の派遣 ・医療資機材の供与		健康福祉局 保健医療課
広島市薬剤師会 中区富士見町 11-42 244-4899			
安佐薬剤師会 安佐南区相田 1-10-15 (相田薬局内) 878-2525			
安芸地区薬剤師会 安芸郡府中町南南2-1-101 282-4440			
広島佐伯薬剤師会 佐伯区旭園 2-22 924-5957	医療・救護全般	「第5 DMATの派遣要請及び活 動支援」参照	
災害医療派遣チーム (DMAT)			
広島県看護協会 中区広瀬北町 9-2 293-3362	看護師・助産師等の派 遣		
広島県災害時公衆衛生チーム (広島県看護協会からの災害 支援ナース等)	被災者の心身の健康管 理	広島県地域防災計画に基づき、本市 より県に派遣要請	
災害派遣精神医療チーム (DPAT)	精神科医療・精神保健 活動支援	「第6 DPATの派遣要請及び活 動支援」参照	健康福祉局 精神保健福祉課 精神保健福祉セ ンター
こども支援チーム	被災児童等の心身のケ ア	「第7 こども支援チームの派遣要 請及び活動支援」参照	こども未来局 こども・家庭支援 課

(資料編) 3-12-1 救急告示病院等一覧表

参考 19 広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書

修正前

基本・風水害対策編

第3章 災害応急対策

第25節 応援要請及び協力要請

頁

195

第3 国及び他の地方公共団体等への応援要請《企画総務局情報政策課、健康福祉局健康福祉企画課、  
道路交通局道路計画課、下水道局河川課、消防局防災課、水道局企画総務課》

1～6 (略)

7 西日本高速道路株式会社との相互協力

「広島市と西日本高速道路株式会社との包括的相互協力協定書」に基づき、西日本高速道路株式会社と本市は、双方の資源を有効に活用し、防災・災害対策など地域の安全・安心の向上を図るため、相互協力を行う。

8・9 (略)

修正後

修正理由

○ 道路整備特別措置法に基づく、有料道路使用時の無料措置が講じられた場合は、被災地からの土砂、がれき混じりの土砂、建築物の倒壊・解体により生じたがれき等の搬出を迅速に行うため、料金所で行う利用手続きの簡素化を要請する旨を規定する。

第3 国及び他の地方公共団体等への応援要請《企画総務局情報政策課、健康福祉局健康福祉企画課、  
道路交通局道路計画課、下水道局河川課、危機管理室、水道局企画総務課》

1～6 (略)

7 西日本高速道路株式会社との相互協力

「広島市と西日本高速道路株式会社との包括的相互協力協定書」に基づき、西日本高速道路株式会社と本市は、双方の資源を有効に活用し、防災・災害対策など地域の安全・安心の向上を図るため、相互協力を行う。

なお、道路整備特別措置法に基づき、災害救助に使用する車両を対象とした有料道路使用時の無料措置が講じられた場合は、被災地からの土砂、がれき混じりの土砂、建築物の倒壊・解体により生じたがれき等の搬出を迅速に行うため、本市が被災地からの土砂等の運搬に使用する車両を対象とし、料金所で行う手続きの簡素化を、西日本高速道路株式会社に要請する。

8・9 (略)

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2.2節 応急公用負担	頁  184

修正後
<b>修正理由</b> ○ 迅速な人命救助や道路啓開等の応急措置を行うため、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するために緊急の必要があると認めるときは、応急措置の実施に支障となる被災車両、被災した建物等の移転、撤去等ができることを規定する。
<b>第3 応急措置の実施【新設】</b> <u>迅速な人命救助や道路啓開等の応急措置を行うため、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するために緊急の必要があると認めるときは、応急措置の実施に支障となる被災車両、被災した建物等の移転、撤去等を行うことができる。</u> <u>なお、各担当課は、平常時から、応急措置の実施に支障となる被災車両等の移転先となる候補地の選定に努めるものとする。</u>

修正前	
水防計画 第3章 水防応急活動 第2節 水防要員の安全配慮	頁  406
<b>第2節 水防要員の安全配慮</b> 《消防局防災課・警防課、各市区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》	
<p>水防要員は、安全管理を徹底し、水防要員自身の安全確保に留意する。</p> <p>1 水防活動現場では、  <u>気象情報や水防警報などの情報収集に努める</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>災害の状況や地理条件を考慮して、全体が監視できる場所等に必要な監視人員を配置</u>  <u>する。</u></p> <p>4 (略)</p>	

修正後
<b>修正理由</b> ○ 平成26年8月20日の豪雨災害において発生した消防職員の殉職事案を踏まえ、水防活動時に留意すべき事項について明確化し、安全管理の強化を図る。
<b>第2節 水防要員の安全配慮</b> 《危機管理室、消防局消防団室・警防課、各市区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》
<p>水防要員は、安全管理を徹底し、水防要員自身の安全確保に留意する。</p> <p>1 <u>水防活動への出勤等に当たっては、危険箇所（洪水等の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等）や気象情報、水防警報などの情報収集に努め、常に二次災害の発生を想定して経路や活動場所の選定等を行う。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>土石流による土砂等の堆積状況など、災害の状況や地理条件を考慮して、全体が監視できる安全な場所等への警戒員の配置及び水防要員の退避場所の選定を最優先に行い、これを全ての水防要員に周知する。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>警戒員等から緊急退避の警笛（長声2回）又はサイレンが発せられた場合や、山鳴り、地響き、異様な臭い等の異常な現象を感じた場合には、水防要員は自らも警笛等で周囲に緊急退避を伝達しながら、あらかじめ選定された場所へ退避する。</u></p>

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁  56
第4 災害対策本部《 <u>消防局防災課</u> 》 1 設置及び廃止 (1) 設置 市長は、市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の(2)に定める設置基準に基づき、災害対策基本法の規定により災害対策本部を設置する。なお、市長に事故があるときは、副市長、 <u>消防局長、危機管理部長、防災課長</u> の順に設置を命令する。 市長は、災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を防災関係機関・部局、広島市防災会議の委員に通知するとともに、報道機関や防災行政無線等を通じて市民に公表する。 本部長（市長）は、必要に応じて副本部長を現地災害対策本部長とする現地災害対策本部を置くことができるものとし、現地災害対策本部に係る必要な事項については、その都度本部長（市長）が定める。	
(2)～(5) (略) 2～4 (略)	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 関係機関等と連携した応急対策に当たするため、政府現地対策本部（非常災害対策本部等）や県の災害対策本部が設置された場合、災害の規模等必要に応じて合同会議を開催するなど、連携して応急対策を行う旨を規定	
第4 災害対策本部《 <u>危機管理室危機管理課</u> 》 1 設置及び廃止 (1) 設置 市長は、市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の(2)に定める設置基準に基づき、災害対策基本法の規定により災害対策本部を設置する。なお、市長に事故があるときは、副市長、 <u>危機管理担当局長、危機管理室長、危機管理課長</u> の順に設置を命令する。 市長は、災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を防災関係機関・部局、広島市防災会議の委員に通知するとともに、報道機関や防災行政無線等を通じて市民に公表する。 本部長（市長）は、必要に応じて副本部長を現地災害対策本部長とする現地災害対策本部を置くことができるものとし、現地災害対策本部に係る必要な事項については、その都度本部長（市長）が定める。 また、政府現地対策本部（非常災害対策本部等）や県の災害対策本部が設置された場合、災害の規模等必要に応じて国・県・市合同の災害対策本部員会議を開催するなど、連携して災害応急対策を行う。	
(2)～(5) (略) 2～4 (略)	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第4章 災害復旧・復興計画 第2節 地域の復旧・復興の方針	頁  206
<p>第1 基本方向の決定</p> <p>本市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中・長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。</p> <p>また、被災地の復旧・復興に当たっては、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う_____</p> <p>_____。</p>	

修 正 後
<p>修 正 理 由</p> <p>○ 関係機関等と連携した応急対策に当たるため、災害の規模等必要に応じて、国・県等関係機関と連携して応急復旧を行う旨を規定</p>
<p>第1 基本方向の決定</p> <p>本市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中・長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。</p> <p>また、被災地の復旧・復興に当たっては、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う<u>とともに、関係機関等と連携した応急対策に当たるため、災害の規模等必要に応じて、国・県等関係機関と連携して応急復旧を行う。</u></p>

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第25節 応援要請及び協力要請	頁  199
<p>第5 緊急消防援助隊の出動要請《消防局警防課》</p> <p>1 出動要請の基準</p> <p>市長は、大規模災害又は特殊災害の発生により、本市及び県内消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、県知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。</p> <p>なお、本市において、震度5強以上の大規模地震が発生した場合、「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」（平成20年7月1日消防庁第104号消防庁次長通知）及び「緊急消防援助隊運用要綱」（平成16年3月26日消防震第19号）に基づき、発災後直ちに、あらかじめ定められた他都市の緊急消防援助隊が出動する体制となっている。</p> <p>2 出動要請の方法</p> <p>(1) 出動要請は、総務省消防庁の定める「緊急消防援助隊運用要綱」に基づく様式により県知事に行う。この場合において、県知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に対して要請する。</p> <p>(2) 出動の要請後、引き続き次の内容を速やかに連絡する。</p> <p>ア 災害の種別・状況</p> <p>イ 人的・物的被害の状況</p> <p>ウ 道路・交通の被災状況</p> <p>エ 応援を必要とする地域</p> <p>オ 緊急消防援助隊の進出拠点</p> <p>カ 緊急消防援助隊の到着ルート</p> <p>キ その他必要な情報</p> <p>3 (略)</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 平成26年8月20日の豪雨災害における消防活動を踏まえ、被災状況の全容把握が困難な場合等の先遣部隊等の派遣要請について規定する必要がある。	
<p>第5 緊急消防援助隊の応援等要請《消防局警防課》</p> <p>1 応援等要請の基準</p> <p>市長は、大規模災害又は特殊災害の発生により、本市及び県内消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、県知事に対して緊急消防援助隊の応援等を要請する。</p> <p>なお、被災状況の全容把握が困難な場合等においては、119番通報の受信状況等の情報をもとに、速やかに県等と協議のうえ、被災状況の把握のための先遣部隊等の派遣要請を行う。</p> <hr/> <p>2 出動要請の方法</p> <p>(1) 出動要請は、総務省消防庁の定める「緊急消防援助隊運用要綱」に基づく様式により県知事に行う。この場合において、県知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に対して要請する。</p> <p>(2) 出動の要請後、引き続き次の内容を速やかに連絡する。</p> <p>ア 災害の種別・状況</p> <p>イ 119番通報の受信状況</p> <p>ウ 人的・物的被害の状況</p> <p>エ 道路・交通の被災状況</p> <p>オ 応援を必要とする地域</p> <p>カ 緊急消防援助隊の進出拠点</p> <p>キ 緊急消防援助隊の到着ルート</p> <p>ク その他必要な情報</p> <p>3 (略)</p>	